

ご検討にあたってご確認くださいこと

必ず
ご確認
ください

- ご契約の際は「**ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)**」
「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。
- 法人で加入をご検討される場合、
「**法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと**」
を参照のうえ、**税務取扱**についてご留意すべき事項をご確認ください。

医療保険(MI-01)について

- 各給付金のお支払いは、責任開始期以後に発病した病気や発生した不慮の事故によるケガを対象とします。
- 配当金・満期保険金はありません。
- 同一の保障内容であっても、保険料払込期間の長い契約に比べ短い契約の方が、保険料の払込総額が高くなる場合がありますので、ご検討の際は十分ご確認ください。

保険料のお払込みの免除について

つぎの状態に該当した場合、以後の保険料のお払込みが免除され、保険料のお払込みは継続されたものとしてお取扱いします。

- 所定の高度障害状態に該当したとき
- ケガにより所定の身体障害状態に該当したとき

お支払事由の変更について

公的医療保険制度等の変更が将来行われたときには、主務官庁の認可を得て将来に向かってお支払事由を変更することがあります。

解約返戻金について

- 死亡保険金不担保特則が付加されているため、保険料払込期間中の解約返戻金はありませんが、保険料払込期間満了後は入院給付金日額の10倍の解約返戻金があります(保険料がすべて払込まれていることを要します)。
※保険期間の全期間にわたって保険料をお払込みいただくご契約の場合、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- 特則・特約には、解約返戻金はありません。

現在のご契約の解約等を前提とするお申込みについて

現在のご契約を解約または減額し、新たなご契約へのお申込みをご検討されている方は、「ご契約に際しての重要事項(注意喚起情報)」を必ずご確認ください。

生命保険募集人について

金融機関の担当者(生命保険募集人)はお客さまとSOMPOひまわり生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対してSOMPOひまわり生命が承諾したときに有効に成立します。
なお、お客さまの担当者である生命保険募集人の身分・権限などに関して確認をご要望の場合には、最寄りのSOMPOひまわり生命の支社もしくは本社までお問い合わせください。

金融機関を募集代理店として本商品にご加入されるお客さまはつぎの点にご留意ください

- 本商品は生命保険であり預金などではありません。したがって、元本保証はありません。また、預金保険法第53条に規定する保険金の支払対象ではありません。
- 本商品の契約お申込みの有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。
- 金融機関が本商品を募集する場合においては、法令によりお客さまの範囲ならびにご契約の条件が制限される場合があります。



SOMPOひまわり生命

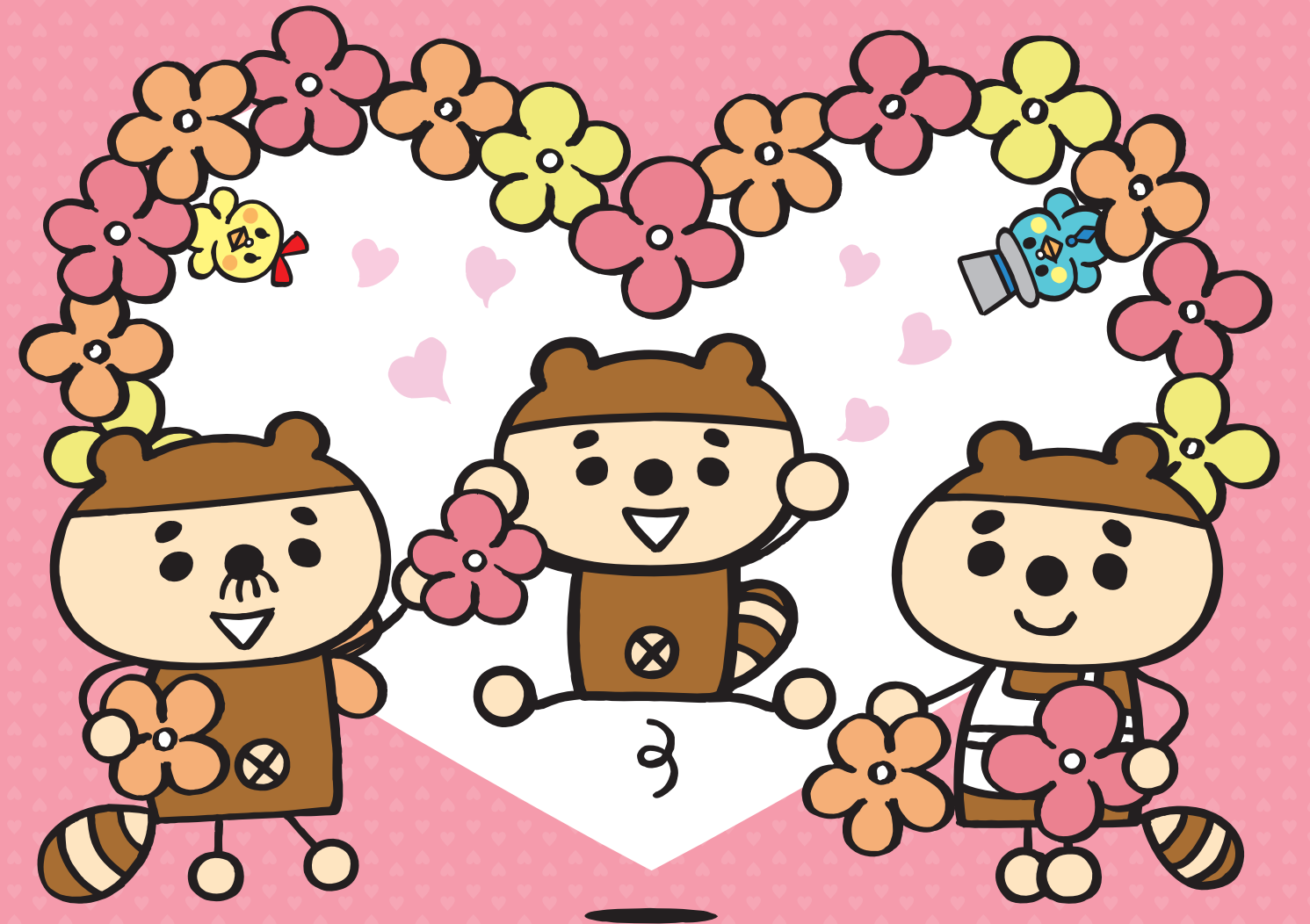
健康をサポートする医療保険 健康のお守り

医療保険(MI-01)B型

金融機関専用[®]

2025年4月

「健康のお守り」は万一の保障はもちろん、
毎日の健康をサポートする医療保険です



本資料は商品パンフレットです

本商品は生命保険であり預金などではありません

【契約内容の照会・各種お問い合わせ】
ご契約者様専用ダイヤル ☎ **0120-563-506** (通話料無料)
(カスタマーセンター)
【受付時間】月～金 9:00～18:00
土 9:00～17:00(日・祝日および12月31日～1月3日は除きます)

〈募集代理店〉

SOMPOひまわり生命保険株式会社

〈公式ウェブサイト〉 <https://www.himawari-life.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

HL-P-A-24-01064(2025.4.2)(24100137)[891522]-0600(25.4)LH



ご存知ですか…？

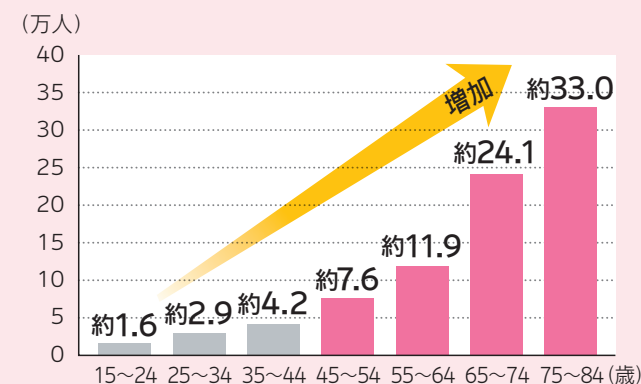
最近の医療事情



入院

年齢を重ねることで
入院のリスクは高まります。

■ 年齢別推計入院患者数

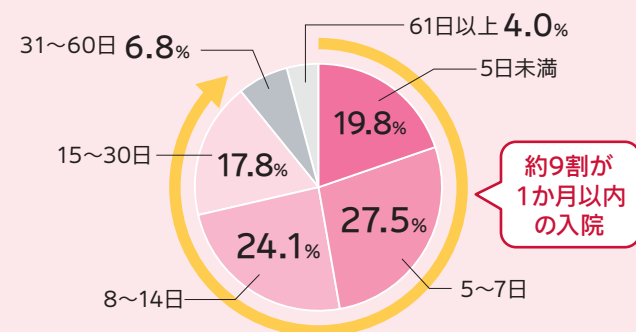


厚生労働省「令和2年(2020)患者調査の概況」

医療技術の進歩などにより
入院期間は短期化の傾向にあります。

■ 直近の入院時の入院日数

(集計ベース：過去5年間に入院した人)

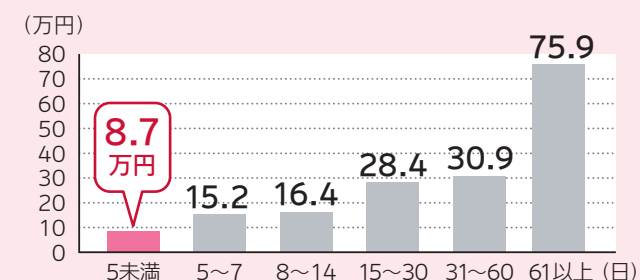


(公財)生命保険文化センター
「2022(令和4)年度 生活保障に関する調査」

短期入院でも、治療に伴う
自己負担費用は意外とかかります。

■ 直近の入院時の自己負担費用の平均

(直近の入院時の入院日数別)

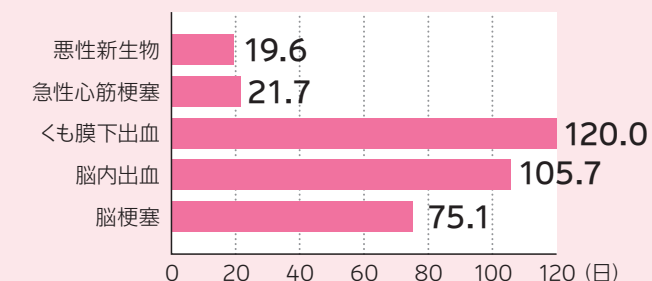


治療費、食事代、差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含む)や衣類、日用品などを含む。高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額

(公財)生命保険文化センター「2022(令和4)年度 生活保障に関する調査」

入院期間が短期化の傾向にある一方で、
病気によっては入院期間が
3か月を超えるケースもあります。

■ 退院患者平均在院日数(傷病別)



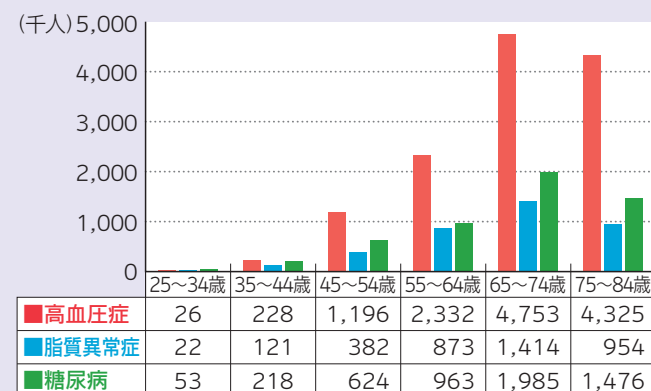
「平均在院日数」とは1回の入院における平均日数であり、疾患別の完治までの平均入院日数ではありません。

厚生労働省「令和2年(2020)患者調査の概況」

生活習慣病

高血圧症 脂質異常症(高脂血症) 糖尿病 の総患者
数は年齢とともに増加する傾向にあります。

■ 高血圧症・脂質異常症(高脂血症)・糖尿病の総患者数

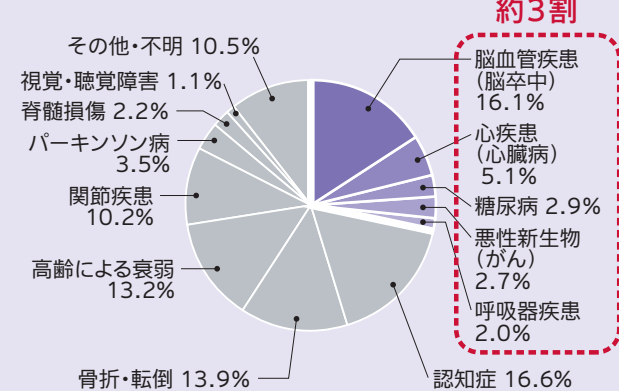


厚生労働省「令和2年(2020)患者調査の概況」

生活習慣病は、介護が必要となった主な
原因の約3割を占めています。

※悪性新生物(がん)は生活習慣病として計算

■ 介護が必要となった主な原因

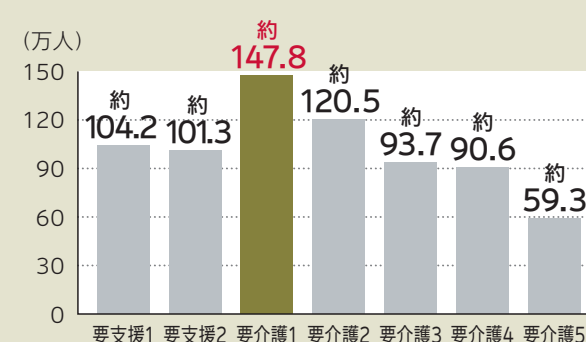


厚生労働省「2022年 国民生活基礎調査の概況」

介護

要介護認定者数は、**要介護1** がもっとも多く、140万人を超えています。
介護やリハビリなどの療養では身体の状態に応じて、**さまざまな出費**が予想されます。

■ 要介護(要支援)度別認定者数



厚生労働省「介護保険事業状況報告(暫定)」
(令和6年7月現在)

■ 介護に要した費用*と期間

一時費用	平均 74.0万円
月額	平均 8.3万円
期間	平均 61.1か月

*公的介護保険サービスの自己負担費用を含みます。

(公財)生命保険文化センター
「2021(令和3)年度 生命保険に関する全国実態調査」



SOMPOひまわり生命は、
心疾患や脳血管疾患などの重い病気のもととなる生活習慣病に着目し、
「保険」と「健康を応援する機能」を提供します。

特徴

1



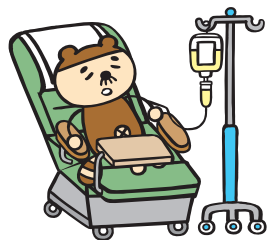
保障は一生涯！多数の選べる上乗せ保障！

ニーズにあわせて、支払限度日数(40日・60日・120日)や手術の保障が増減できます。

上乗せ保障(特則・特約)を付加することにより、三大疾病や介護などの保障を充実させることができます。

特徴

2



生活習慣病に関する上乗せ保障が充実！

生活習慣病の重症化に備えることができます。

▶ 医療用健康回復支援給付特約(特定投薬治療給付型)

▶ 新三大疾病支払日数無制限特則

▶ 医療用新三大疾病一時金特約

▶ 医療用保険料免除特約

▶ 医療用総合生活障害保障特約

特徴

3



手厚い介護保障！！

要介護認定者数がもっとも多い**要介護1**と認定された場合などに、**介護一時金**をお支払いします。

▶ 介護一時金特約

要介護3以上と認定された場合などに、**介護年金**を生存している限りお支払いします。

▶ 医療用介護年金特約

ご検討の参考に3つのプランをご用意しました。

下記プラン以外にも、
ご希望にあわせて保障の設計が可能です。

おすすめ
プラン

プラン1

生活習慣病が
気になる方に

健康応援
プラン

詳細はP5へ



プラン2

新三大疾病*の保障を
充実させたい方に

新三大疾病重点
プラン

詳細はP7へ

*新三大疾病は「がん(上皮がん含む)」「心疾患」「脳血管疾患」です。

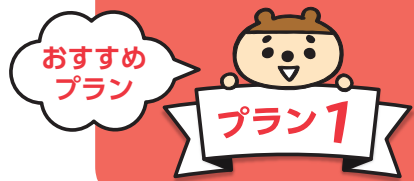


プラン3

将来の介護が
不安な方に

介護重点
プラン

詳細はP8へ



健康応援プラン

基本保障（主契約）

上乗せ保障（特則・特約）

このような場合にお支払いします（お支払事由）		給付金額
入院	病気やケガで入院をしたとき	1日につき 5,000円
	1入院 40日 60日 120日 限度 病気で通算1,000日限度 （新三大疾病は通算無制限） ケガで通算1,000日限度	
詳細は P11 へ		
手術	病気やケガによる所定の手術・放射線治療、 造血幹細胞移植を目的とした 骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の 採取術*1を受けたとき	内容により1回につき 20万円 10万円 5万円 2.5万円
詳細は P12 へ		

このような場合にお支払いします（お支払事由）		給付金額
先進医療	先進医療*2による療養を受けたとき 【医療用新先進医療特約】*3	先進医療の技術料を 通算 2,000万円 まで保障
詳細は P14 へ		
健康回復支援	高血圧症・脂質異常症・高血糖症のいずれかの 治療を目的とする投薬治療を受けたとき※ ※当社所定の疾病により入院したときには、投薬治療 を開始したものとみなして健康回復支援給付金を お支払いします。 【医療用健康回復支援給付特約（特定投薬治療給付型）】*4	5万円 1回限り*5
詳細は P15 へ		
入院	病気やケガで入院をしたとき 【医療用入院一時金特約】	1回につき 10万円
詳細は P17 へ		

- このプランは《主契約》疾病入院給付金・災害入院給付金・手術給付金＋《特約》医療用新先進医療特約＋医療用健康回復支援給付特約（特定投薬治療給付型）＋医療用入院一時金特約です。
- 主契約は死亡保険金不担保特則付医療保険（MI－01）B型です。
- 死亡保険金と保険料払込期間中の解約返戻金はありません（死亡保険金不担保特則）。
- 保険期間が終身で短期払の場合、保険料払込期間満了後に入院給付金日額の10倍の解約返戻金があります（保険料がすべて払い込まれていることを要します）。
- 死亡時に解約返戻金がある場合には、解約返戻金を契約者へお支払いします。
- *1 責任開始日からその日を含めて1年を経過した日以後に行われた採取術が対象となり、手術給付金のお支払いは2回までとします。

■保険料例

[ご契約例]	医療保険（MI－01）B型（死亡保険金不担保特則付） ＋医療用新先進医療特約＋医療用健康回復支援給付特約 （特定投薬治療給付型）＋医療用入院一時金特約
	●入院給付金日額：5,000円 ●1入院40日型 ●保険期間・保険料払込期間：終身 ●月払（口座振替扱）

記載の保険料は2025年4月現在のものです。

ご契約年齢	男性	女性
20歳	1,727円	1,967円
30歳	2,332円	2,327円
40歳	3,217円	2,672円
50歳	4,652円	3,532円
60歳	6,722円	4,842円

生涯保障

参考



■入院した場合の自己負担費用

入院した場合の 自己負担費用 （1日あたり） 約10,000円	治療費	1日あたり 約 2,700円 *1
	差額ベッド代	1日あたり 平均 6,714円 *2
	食費	1日あたり 約 1,470円 （1食490円*3×3）
	諸雑費	＋ α 付き添いの方の交通費・テレビ代・日用品代など
	先進医療費用	＋ α 先進医療の技術料は 全額自己負担 です。*4

差額ベッド代が
自己負担費用の
半分以上を占め
ています。

■治療費における助成制度について

公的医療保険の 自己負担の割合	公的医療保険の負担割合は年齢によって異なります。（2024年10月現在）	
	小学校入学前*5自己負担 2割	一般*5（小学生～69歳）自己負担 3割
高額療養費制度	医療機関や薬局の窓口で支払った額※が、ひと月（月の初めから終わりまで）で上限額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。*6（2024年10月現在） ※入院時の食費負担や差額ベッド代等は含みません。	

自己負担限度額（月額）70歳未満の場合 $80,100円 + (公的医療保険適用前の医療費 - 267,000円) \times 1\%$ *7

例 50歳 年収約370万円～770万円		
1か月で100万円の医療費がかかった場合 $\gg$ 自己負担額は 87,430円 *7		
1か月の医療費総額 100万円		
自己負担額	高額療養費制度から支給	公的医療保険が負担
87,430円 *7	212,570円	

- *1 同一の月に30日間入院した場合、高額療養費制度適用時の計算式を参考に $80,100円 \div 30日 = 約2,700円$ と計算しています。
- *2 厚生労働省「主な選定療養に係る報告状況（令和5年7月）」における差額ベッド代1～4人室の1日あたり平均額です。
- *3 2024年10月現在の厚生労働省「健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額」。
- *4 2024年10月現在
- *5 自治体により小児医療費助成制度があります。
- *6 健康保険組合などによって独自の助成制度を行っていることがあります。
- *7 健保の標準報酬月額が28万円～50万円（国保は旧ただし書き所得が210万円～600万円）で、住民税が課税される方の場合です。また健保の標準報酬月額が26万円以下（国保は旧ただし書き所得が210万円以下）の方は、57,600円となります。

先進医療の技術料は、全額自己負担となります！

例	一般診療 （手術料）	公的医療保険から支払い	自己負担 （最高3割）
	先進医療 （技術料）	自己負担 （全額）	

- 一般診療では最高3割の自己負担ですが、「先進医療に係る技術料」は公的医療保険の対象とならないため、**全額自己負担**となります。ただし、「**先進医療に係る技術料**」以外は**公的医療保険が適用**されます。
- 公的医療保険においては定率の自己負担の他、高額療養費制度により所得に応じた自己負担の制限が設けられています。

この他にも、お客さまのニーズに合わせて、上乗せ保障（特則・特約）は組み合わせできます！



新三大疾病重点プラン

このような場合にお支払いします(お支払事由)		給付金額
基本保障(主契約)	入院 疾病入院給付金 災害入院給付金 詳細は P11 へ	病気やケガで入院をしたとき 1入院 40日 60日 120日 限度 病気で通算1,000日限度 (新三大疾病は通算無制限) ケガで通算1,000日限度 1日につき 5,000円
	手術 手術給付金 詳細は P12 へ	病気やケガによる所定の手術・放射線治療、 造血幹細胞移植を目的とした 骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の 採取術*1を受けたとき 内容により1回につき 20万円 10万円 5万円 2.5万円

このような場合にお支払いします(お支払事由)		給付金額
上乗せ保障(特則・特約)	先進医療 先進医療給付金 詳細は P14 へ	先進医療*2による療養を受けたとき 【医療用新先進医療特約】*3 先進医療の技術料を 通算 2,000万円 まで保障
	新三大疾病支払日数 無制限特則 詳細は P15 へ	新三大疾病で入院をしたとき、疾病入院給付 金の1回の入院についての支払限度を超えて 疾病入院給付金をお支払い —
	新三大疾病一時金 がん一時金 心疾患一時金 脳血管疾患一時金 詳細は P16 へ	新三大疾病で所定の事由に該当したとき 回数無制限(一時金ごとに1年に1回を限度) 【医療用新三大疾病一時金特約】 一時金ごと1回につき 50万円

- このプランは《主契約》疾病入院給付金・災害入院給付金・手術給付金＋《特約》医療用新先進医療特約＋医療用新三大疾病一時金特約です。
- 主契約は新三大疾病支払日数無制限特則・死亡保険金不担保特則付医療保険(MI-01)B型です。
- 死亡保険金と保険料払込期間中の解約返戻金はありません(死亡保険金不担保特則)。
- 保険期間が終身で短期払の場合、保険料払込期間満了後に入院給付金日額の10倍の解約返戻金があります(保険料がすべて払い込まれていることを要します)。
- 死亡時に解約返戻金がある場合には、解約返戻金を契約者へお支払いします。

- *1 責任開始日からその日を含めて1年を経過した日以後に行われた採取術が対象となり、手術給付金のお支払いは2回までとします。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合は対象外です。
- *2 先進医療とは、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、療養を受けた日現在に規定されているものに限ります。そのため、対象となる先進医療は変動します。先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院、または診療所において行われるものに限ります。
- *3 被保険者が、すでに当社で所定の先進医療関係の保障にご加入の場合には、付加できません。

■保険料例

[ご契約例]	医療保険(MI-01)B型(死亡保険金不担保特則付) ＋医療用新先進医療特約＋新三大疾病支払日数無制限特則 ＋医療用新三大疾病一時金特約
	●入院給付金日額:5,000円 ●保険期間・保険料払込期間:終身

記載の保険料は2025年4月現在のものです。

ご契約年齢	男性	女性
20歳	1,832円	1,952円
30歳	2,542円	2,457円
40歳	3,622円	3,042円
50歳	5,377円	4,007円
60歳	7,897円	5,512円

この他にも、お客さまのニーズに合わせて、上乗せ保障(特則・特約)は組み合わせできます！



介護重点プラン

このような場合にお支払いします(お支払事由)		給付金額
基本保障(主契約)	入院 疾病入院給付金 災害入院給付金 詳細は P11 へ	病気やケガで入院をしたとき 1入院 40日 60日 120日 限度 病気で通算1,000日限度 (新三大疾病は通算無制限) ケガで通算1,000日限度 1日につき 5,000円
	手術 手術給付金 詳細は P12 へ	病気やケガによる所定の手術・放射線治療、 造血幹細胞移植を目的とした 骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の 採取術*1を受けたとき 内容により1回につき 20万円 10万円 5万円 2.5万円

このような場合にお支払いします(お支払事由)		給付金額
上乗せ保障(特則・特約)	先進医療 先進医療給付金 詳細は P14 へ	先進医療*2による療養を受けたとき 【医療用新先進医療特約】*3 先進医療の技術料を 通算 2,000万円 まで保障
	介護 介護一時金 詳細は P19 へ	①公的介護保険制度により 要介護1以上 と 認定されたとき ②満65歳未満の被保険者について 当社所定 の要介護状態が180日以上継続 したと医師 により診断確定されたとき ③ 当社所定の高度障害状態 に該当したとき 【介護一時金特約】 一時金として 100万円

- このプランは《主契約》疾病入院給付金・災害入院給付金・手術給付金＋《特約》医療用新先進医療特約＋介護一時金特約です。
- 主契約は死亡保険金不担保特則付医療保険(MI-01)B型です。
- 死亡保険金と保険料払込期間中の解約返戻金はありません(死亡保険金不担保特則)。
- 保険期間が終身で短期払の場合、保険料払込期間満了後に入院給付金日額の10倍の解約返戻金があります(保険料がすべて払い込まれていることを要します)。
- 死亡時に解約返戻金がある場合には、解約返戻金を契約者へお支払いします。

- *1 責任開始日からその日を含めて1年を経過した日以後に行われた採取術が対象となり、手術給付金のお支払いは2回までとします。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合は対象外です。
- *2 先進医療とは、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、療養を受けた日現在に規定されているものに限ります。そのため、対象となる先進医療は変動します。先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院、または診療所において行われるものに限ります。
- *3 被保険者が、すでに当社で所定の先進医療関係の保障にご加入の場合には、付加できません。
(注)当社所定の要介護状態の判断基準は、公的介護保険制度の要介護認定基準とは異なります。

■保険料例

[ご契約例]	医療保険(MI-01)B型(死亡保険金不担保特則付) ＋医療用新先進医療特約＋介護一時金特約
	●入院給付金日額:5,000円 ●保険期間・保険料払込期間:終身

記載の保険料は2025年4月現在のものです。

ご契約年齢	男性	女性
20歳	1,457円	1,647円
30歳	1,907円	2,007円
40歳	2,627円	2,452円
50歳	3,862円	3,397円
60歳	5,987円	5,132円

この他にも、お客さまのニーズに合わせて、上乗せ保障(特則・特約)は組み合わせできます！

主契約 入院保障

病気やケガで入院した場合、**入院給付金**
(**疾病入院給付金***1、**災害入院給付金**)をお支払いします。

日帰り入院
にも対応! *2

1回の入院*3の支払限度 3つの型(40日 60日 120日)から選択できます。*4
たとえば 40 日型を選択された場合…
1 回の入院で **40 日**まで保障します(**41 日目以降**の入院分に対してはお支払いの対象外です)。

- *1 責任開始日前および責任開始日からその日を含めて14日目までの期間中に発病した、所定の感染症を直接の原因として入院した場合には、お支払いできません。対象となる感染症は、当社公式ウェブサイトをご覧ください。
- *2 日帰り入院は、入院基本料のお支払いの有無や医療機関の病床登録有無などを参考にして判断します。
- *3 1 回の入院について、詳しくは下記をご覧ください。
- *4 入院給付金については、入院の直接の原因が同一の病気(医学上重要な関係があると当社が認めた病気を含む)またはケガで2 回以上入院をされたとき、1 回の入院とみなす場合があります。このため、入退院を繰り返される傷病等については、お支払いができる最大日数が1 回のお支払限度(40日・60日・120日)となる場合がありますので、ご注意ください。

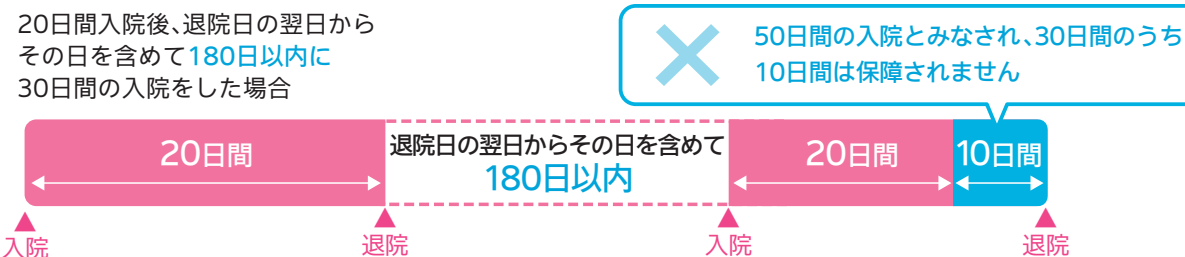
通算の支払限度 病気とケガのそれぞれで通算1,000日まで保障します。
ただし、**新三大疾病***で入院した場合は、**通算支払限度を超えて疾病入院給付金をお支払いします。**

*この保険で保障される **新三大疾病**とはつぎのとおりです。「がん(上皮内がん含む)」「心疾患」「脳血管疾患」

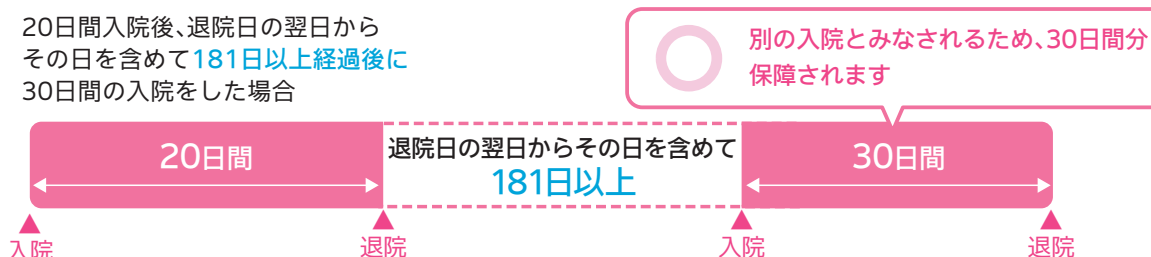
1 回の入院のお支払限度について

一度入院して退院しても、180日以内に原因が同一または医学上重要な関係がある入院をした場合には、1入院とみなされます。

2つの入院が1入院とみなされる場合(1入院40日型の場合)



2つの入院が1入院とみなされない場合(1入院40日型の場合)



主契約 手術保障

病気やケガにより所定の手術・放射線治療などを受けた場合、**手術給付金**をお支払いします。

約1,000種類
の手術に対応!

手術給付金は、手術の内容に応じて入院給付金日額の**最高40倍まで保障**します。

お客さまのニーズに合わせて、手術保障の内容を組み合わせることができます!

- 手術給付金不担保特則** 病気やケガによる所定の手術・放射線治療などを受けた場合でも、**手術給付金をお支払いしません。**
手術給付金をなくすことで主契約の保険料が割安になります。
- 医療用手術増額特約** 病気やケガによる所定の手術・放射線治療などを受けた場合、**手術増額給付金をお支払いします。**
手術増額給付金は、手術の内容に応じて**基準給付金額または基準給付金額の50%の金額を保障**します。
 - 主契約に手術給付金不担保特則を付加した場合のみ取扱い可能です。基準給付金額は主契約の入院給付金日額の10倍以内で設定してください。

注意 一部例外や対象外となる手術がありますので、ご注意ください。

例1 虫垂切除術	○ 公的医療保険の手術料が算定される手術であるため、手術給付金をお支払いします。
例2 レーシック手術*1	✕ 公的医療保険の手術料の算定対象とならないため、手術給付金をお支払いしません。
例3 鼻粘膜焼灼術*2	✕ 公的医療保険の手術料が算定される手術ですが、給付対象外のため手術給付金はお支払いしません。

*1 レーシック(LASIK)とは、正式名称「エキシマレーザー角膜屈折矯正手術」ともいい、視力矯正を目的とした手術をいいます。
*2 花粉症などの鼻づまりなどに対して鼻の粘膜を焼いて減量する手術をいいます。

主契約 手術給付金のお支払額について

●手術給付金の詳細は「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

手術給付金のお支払額について				
対象となる手術など	手術給付金 お支払額 （入院 給付金 日額 5,000円 の場合）	手術 給付金 不担保 特則	手術増額 給付金 お支払額 （基準 給付 金額 5万円 の場合）	お支払 限度
公的医療保険対象 の手術 *1 つぎに該当する手術は 対象外 です。 ●診断・検査など治療を 直接の目的としない 手術 ●創傷処理 ●皮膚切開術 ●デブリードマン ●骨または関節の非観 血的整復術・非観血的 整復固定術・非観血的 授動術 ●抜歯手術 ●鼻粘膜焼灼術、下甲介 粘膜焼灼術、下甲介 粘膜レーザー焼灼術 （両側）および鼻甲介 切除術（高周波電気 凝固法によるもの）	1 ●開頭手術（穿頭術は 4 ） ●四肢切断術（手指・足指は 4 ） ●脊髄腫瘍摘出術 ●心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓の移植手術*2	手術給付金はお支払いしません	1回につき 20万円	回数 は無制限 *3
2 ●開胸・開腹手術 （● 3 に該当する手術 は除く ●帝王切開娩出術 は 4 ） （注）乳房切除術は開胸 手術に該当しない ため 4	左記のうち ●がんに対する手術 ●心臓・大動脈・大静 脈・肺動脈・冠動脈 の病変に対する手術 上記に該当しない 手術		1回につき 5万円	
3 ●胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術			1回につき 10万円	
4 1～3 に 該当しない手術	入院中に受けた手術		1回につき 5万円	
	外来で受けた手術		1回につき 2.5万円	
先進医療に該当する手術 先進医療のうち、診断・検査・注射・点滴・全身的薬剤投与・局所的薬剤投与は 対象外 です。			1回につき 5万円	2回まで
公的医療保険対象の放射線治療 *1			1回につき 5万円	
先進医療に該当する放射線照射または温熱療法 造血幹細胞移植を目的とした骨髄幹細胞または 末梢血幹細胞の採取術 *4			1回につき 10万円	

- *1 「公的医療保険対象の手術」「公的医療保険対象の放射線治療」とは公的医療保険制度によって保険給付の対象となる医科診療報酬点数表に手術料・放射線治療料が算定されるものをいいます。
- *2 臓器の移植に関する法律に沿ったものに限り、また、提供者側は対象外です。
- *3 「手術給付金」「手術増額給付金」のお支払限度の例外手術料が一連の治療過程につき1回のみ算定される手術（網膜光凝固術など）や、放射線治療（照射）・温熱療法を

- 複数回受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。
- 手術料が1日につき算定される手術（人工心臓など）を複数回受けた場合は、手術を受けた初日のみお支払いします。
- *4 責任開始日からその日を含めて1年を経過した日以後に行われた採取術が対象となり、「手術給付金」「手術増額給付金」のお支払いは2回までとします。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合は対象外です。

特約 選べる上乗せ保障（特則・特約）

特約 医療用女性疾病入院特約

女性特定疾病で入院した場合、疾病入院給付金に上乗せして**女性疾病入院給付金**をお支払いします。

通算無制限！

- 1回の入院*の支払限度日数は主契約と同日数です。
*「1回の入院」について詳しくは11ページをご覧ください。

女性疾病入院給付金の対象となる女性特定疾病*			
女性特有の病気	子宮筋腫	子宮内膜症	卵巣機能障害
	妊娠高血圧症候群	子宮外妊娠	切迫流産
	子宮頸がん	卵巣がん	など
女性に多い病気	鉄欠乏性貧血	バセドウ病	低血圧症
	甲状腺腫		など
がん	乳がん	胃がん	大腸がん
	すべてのがんが対象！	白血病	など
●正常分娩での入院は保障の対象外となります。 *詳しくは約款別表「対象となる女性特定疾病」をご覧ください。			

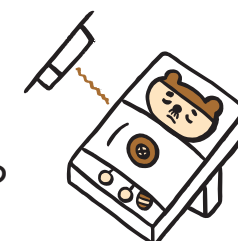
特約 医療用新先進医療特約

先進医療による療養を受けた場合、**先進医療給付金**をお支払いします。

先進医療給付金は、公的医療保険の対象外で全額自己負担となる**先進医療の技術料相当額を、通算 2,000 万円まで保障**します。

※先進医療とは、厚生労働大臣が定める医療技術・施設基準に該当するものをいい、療養を受けた日現在に規定されているものに限り、対象となる医療技術・施設基準は変動します。

※被保険者が、すでに当社で所定の先進医療関係の保障にご加入の場合には、付加できません。



選べる上乗せ保障(特則・特約)



特約

医療用健康回復支援給付特約(特定投薬治療給付型)

高血圧症・脂質異常症・高血糖症の投薬治療を受けた場合、
健康回復支援給付金をお支払いします。
 (健康回復支援給付金のお支払いは1回限りです。)

お支払事由 高血圧症・脂質異常症・高血糖症*1のいずれかの治療を目的とする投薬治療を受けたとき※
 ※当社所定の疾病*2により入院した場合は、投薬治療を受けたものとみなして健康回復支援給付金をお支払いします。

**健康回復支援給付金
 5万円**
 (健康回復支援給付金額
 5万円の場合)

- *1 詳しくは約款別表「対象となる高血圧症、脂質異常症または高血糖症」をご覧ください。
 *2 詳しくは約款別表「対象となる疾病」をご覧ください。
- 健康回復支援給付金を支払われた場合には、この特約は消滅します。
 - この特約の給付にかかわる公的医療保険制度の変更が将来行われたとき、主務官庁の認可を得て将来に向かってお支払事由を変更することがあります。

当社所定の疾病の例

糖尿病

心疾患

高血圧性疾患

脳血管疾患

腎疾患

肝疾患



特則

新三大疾病支払日数無制限特則

新三大疾病で入院した場合、**入院日数を無制限に保障**します。

例 新三大疾病で入院した場合



対象となる新三大疾病

がん(上皮内がん含む)

心疾患

脳血管疾患



特約

医療用新三大疾病一時金特約

新三大疾病により所定の事由に該当した場合、
がん一時金、心疾患一時金、脳血管疾患一時金を
 それぞれの一時金ごとにお支払いします。

回数は無制限!
 (一時金ごとに1年に1回を限度)

お支払事由

がん(上皮内がん含む)

心疾患

脳血管疾患

で所定の事由に
 該当した場合

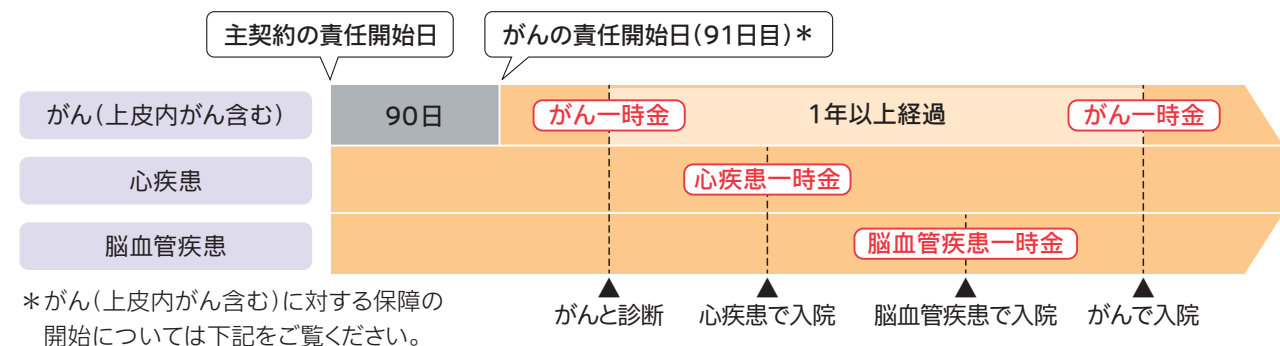
**がん一時金・心疾患一時金・
 脳血管疾患一時金**
 一時金ごとに1回につき**50万円**
 (基準一時金額
 50万円の場合)

対象となる新三大疾病およびお支払事由 ●入院は日帰り入院から保障します。

がん (上皮内がん含む)	【1回目】初めてがんと医師により診断確定されたとき 【2回目以降】がんの治療を目的とする入院をしたとき
心疾患	心疾患の治療を目的とする入院をしたとき
脳血管疾患	脳血管疾患の治療を目的とする入院をしたとき

- 2回目以降のお支払いは、前回お支払事由に該当した日から、その日を含めて1年以上経過していることが必要です。
- 基準一時金は10万円~400万円(入院給付金日額が10,000円以内は200万円以下、10,000円超は入院給付金日額の200倍以下)(10万円単位)の範囲内で選びいただけます。

一時金のお受取りイメージ



「医療用新三大疾病一時金特約」のがん(上皮内がん含む)に対する保障の開始は、主契約の責任開始日*からその日を含めて91日目となります。責任開始日から90日以内にがんと診断確定された場合は、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、本特約は無効となります。

*ご契約のお引受けを当社が承諾した場合には、お申込みを受けた日または告知の日のいずれか遅い日が主契約の責任開始日となります。ただし、ご契約に責任開始期に関する特約を付加していないときは、第1回保険料(相当額)を当社が受け取った日(告知前に受け取ったときは、告知の日)が主契約の責任開始日となります。



特約

医療用入院一時金特約

病気やケガで入院した場合、**入院一時金**をお支払いします。
入院の原因が、**異なる病気・ケガ**であれば、180日以内に複数回入院した場合でも、**それぞれの入院に対してお支払いします**。

お支払事由 疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる入院をしたとき

- 責任開始日前および責任開始日からその日を含めて14日目までの期間中に発病した、所定の感染症を直接の原因として入院した場合には、お支払いできません。対象となる感染症は、当社公式ウェブサイトをご覧ください。
- 入院一時金は1万円～15万円(入院給付金日額5,000円以下は入院給付金日額にかかわらず10万円まで、5,000円超は入院給付金日額の20倍以下、ただし上限15万円まで)(1万円単位)の範囲内でお選びいただけます。

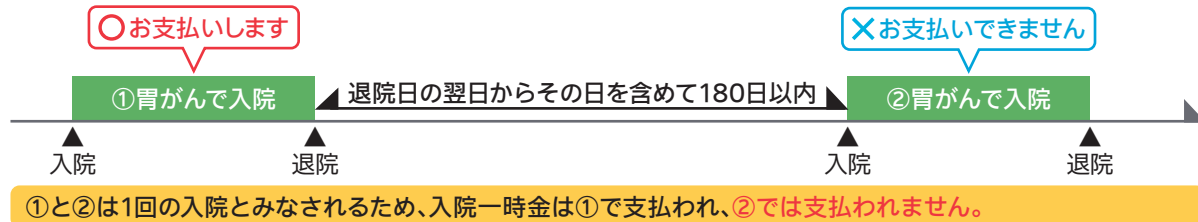
入院一時金
1回につき**10万円**
(入院一時金額10万円の場合)

入院一時金のお支払いについて

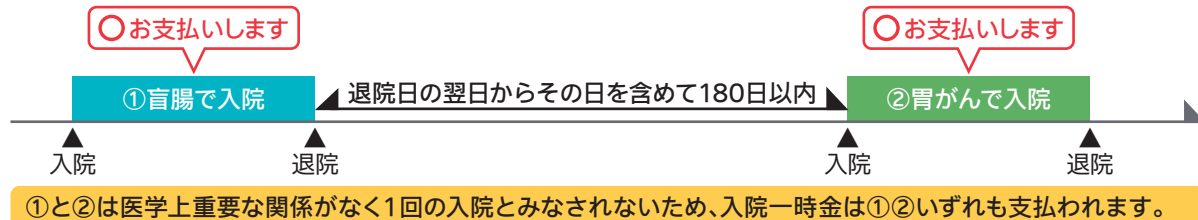
1回の入院についての入院一時金のお支払いは1回限りです。また、つぎのいずれかに該当する場合についても、それらの入院を通じて入院一時金のお支払いは1回限りとします。

- 注意**
- 入院を2回以上した場合で、1回の入院とみなされるとき
 - 疾病の治療を目的とした入院を開始したときに、異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合で、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなされるとき

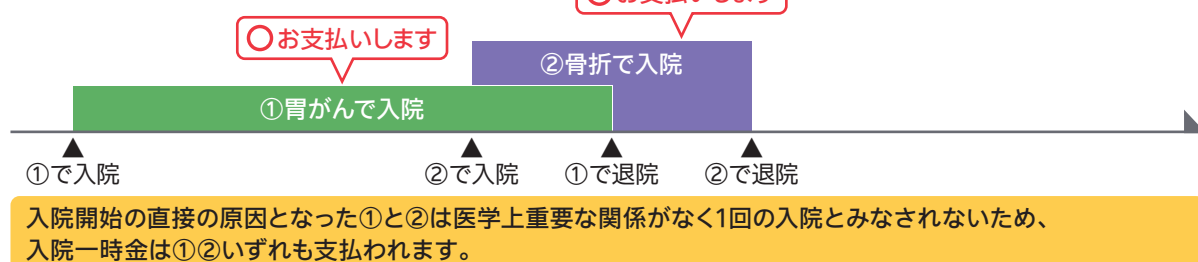
例1 胃がんで入院し、退院後180日以内に胃がんで再度入院した場合



例2 盲腸で入院し、退院後180日以内に胃がんで入院した場合



例3 胃がんで入院中に骨折し、そのまま入院した場合



特約

医療用通院特約

病気やケガで入院し、退院後に通院した場合、**通院給付金**をお支払いします。

お支払事由 疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる入院をし、その入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内に通院*1をしたとき

疾病通院給付金・災害通院給付金
1日につき**5,000円**
(通院給付金日額5,000円の場合)

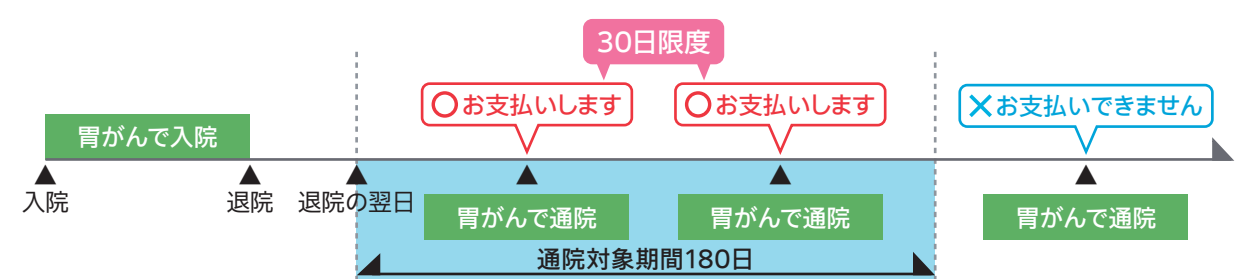
1回の入院*2に対する通院支払限度*3 **30日**

通算支払限度 病気やケガによる通院をそれぞれ通算1,000日まで保障します。ただし、**三大疾病***4で通院した場合は、**通算支払限度を超えて疾病通院給付金をお支払いします**。

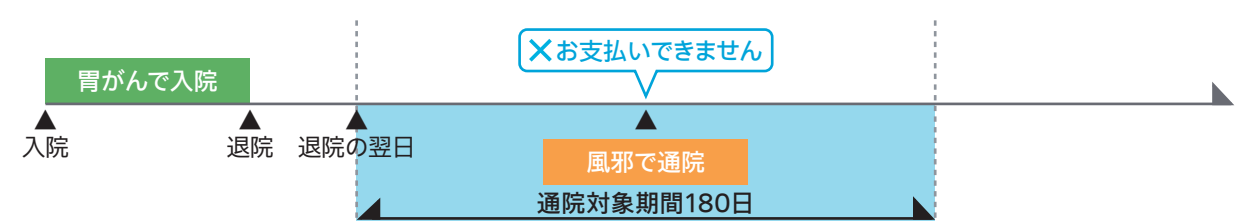
- *1 入院の原因となった病気やケガの治療を目的とした通院に限ります。
 - *2 「1回の入院」について、詳しくは11ページをご覧ください。
 - *3 2回以上入院された場合で、1回の入院とみなされるときは、お支払限度である30日まで保障します。
 - *4 対象となる**三大疾病**は「がん(上皮内がん含む)」「急性心筋梗塞(1)」「脳卒中(2)」です。
(1) 虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞(狭心症などを除く)
(2) 脳血管疾患のうち、「くも膜下出血」「脳内出血」「脳梗塞」
- 医療用通院特約と医療用新がん外来治療給付特約を1契約に同時に付加することはできません。

病気やケガで入院し、退院後に通院した場合の例

例1 胃がんで入院し、退院の翌日以降に胃がんで通院した場合



例2 胃がんで入院し、退院の翌日以降に風邪で通院した場合





特約

介護一時金特約

つぎのいずれかに該当した場合、**介護一時金**をお支払いします。

(介護一時金のお支払いは、1回限りです。)

お支払事由

- ①公的介護保険制度により**要介護1以上**と認定されたとき
- ②満65歳未満の被保険者について**当社所定の要介護状態***が**180日以上継続**したと医師により診断確定されたとき
- ③**当社所定の高度障害状態**に該当したとき

介護一時金
100万円
(介護一時金額
100万円の場合)

または



5年間(確定年金5年の場合)

*「当社所定の要介護状態」とは約款別表に定めるつぎの①または②のいずれかに該当した場合をいいます。

- ①下記 A～Eのうち、1項目以上が全部介助または一部介助の状態に該当したとき
A.歩行 B.衣服の着脱 C.入浴 D.食物の摂取 E.排泄
- ②器質性認知症、かつ意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたとき

(注)当社所定の要介護状態の判断基準は、公的介護保険制度の要介護認定基準とは異なります。

●詳しくは約款別表「対象となる要介護状態」「対象となる高度障害状態」をご覧ください。

- 介護一時金が支払われた場合には、この特約は消滅します。
- 当社所定の取扱条件の範囲内で、一時金にかえて年金でのお受取りを選択することができます。**介護一時金の一部のみを年金でお受取りいただくことはできません。**
- この特約の給付にかかわる公的介護保険制度の変更が将来行われたとき、主務官庁の認可を得て将来に向かってお支払事由を変更することがあります。
- 介護一時金額は下表の金額(10万円単位)の範囲内でお選びいただけます。

15歳～69歳	70歳～75歳	76歳～80歳
10万円～500万円	10万円～300万円	10万円～200万円



特約

医療用介護年金特約

つぎのいずれかに該当した場合、生存している限り、終身にわたって**介護年金**をお支払いします。

お支払事由

- ①公的介護保険制度により**要介護3以上**と認定されたとき
- ②満65歳未満の被保険者について**当社所定の要介護状態***が**180日以上継続**したと医師により診断確定されたとき
- ③**当社所定の高度障害状態**に該当したとき

例 介護年金額:60万円の場合



*「当社所定の要介護状態」とは約款別表に定めるつぎの①または②のいずれかに該当した場合をいいます。

- ①下記Aが全部介助または一部介助の状態に該当し、かつ、B～Eのうち2項目以上が全部介助または一部介助の状態に該当したとき
A.歩行 B.衣服の着脱 C.入浴 D.食物の摂取 E.排泄
- ②器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定され、かつ、上記B～Eのいずれかが全部介助または一部介助の状態に該当したとき

(注)当社所定の要介護状態の判断基準は、公的介護保険制度の要介護認定基準とは異なります。

●詳しくは約款別表「対象となる要介護状態」「対象となる高度障害状態」をご覧ください。

- この特約のお支払事由に該当した場合、以後のこの特約の保険料は不要です。
- 第1回の介護年金をお支払いした後、新たなお支払事由に該当しても、その請求による介護年金はお支払いしません。
- この特約の給付にかかわる公的介護保険制度の変更が将来行われたとき、主務官庁の認可を得て将来に向かってお支払事由を変更することがあります。

介護一時金特約と医療用介護年金特約は 対象となる要介護状態の範囲が異なります。

公的介護保険制度における「要介護度別の身体状態のめやす」

要介護1

要支援状態から、手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態



低下している日常生活能力例

- 片足での立位
- 日常の意思決定
- 買い物

要介護2

要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態



低下している日常生活能力例

- 歩行
- 洗身
- つめ切り
- 薬の内服
- 金銭の管理
- 簡単な調理

要介護3

要介護2の状態と比較して、日常生活動作および手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態



低下している日常生活能力例

- 寝返り
- 排尿
- 排便
- 口腔清潔
- 上衣の着脱
- ズボン等の着脱

要介護4

要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態



低下している日常生活能力例

- 座位保持
- 両足での立位
- 移乗
- 移動
- 洗顔
- 整髪

要介護5

要介護4よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態



低下している日常生活能力例

- 麻痺(左下肢)
- 食事摂取
- 外出頻度
- 短期記憶

出典:厚生労働省HP「介護保険制度における要介護認定の仕組み」厚生労働省「第1回介護休業制度における「常時介護を必要とする状態」に関する判断基準」に関する研究会の「要介護認定の仕組みと手順」

※イラストはイメージであり、公的介護保険制度の要介護度と必ずしも一致していません。

選べる上乘せ保障(特則・特約)



特約

医療用保険料免除特約

つぎのいずれかに該当した場合、**以後の保険料のお払込みは必要ありません。**

保険料払込
免除事由

- ①**七大疾病**により所定の事由に該当したとき
- ②国民年金法にもとづく**障害等級1級または2級**の状態に該当していると認定され、**障害基礎年金**の受給権が生じたとき*1
- ③当社所定の**就労不能状態***2に該当したとき

- *1 精神障害の状態に該当している場合を除きます。精神障害の状態について、詳しくは約款をご覧ください。
- *2 詳しくは25・26ページおよび約款別表「就労不能状態」をご覧ください。
- この特約の給付にかかわる公的医療保険制度の変更または国民年金法の改正が将来行われたとき、主務官庁の認可を得て将来に向かって保険料払込免除事由を変更することがあります。

対象となる七大疾病および所定の事由 ●22ページの医療用総合生活障害保障特約における「七大疾病」とは異なります。

がん (上皮内がん含む)	被保険者が責任開始期前を含めて、初めてがんと医師により診断確定されたとき
心疾患	被保険者が心疾患を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①心疾患を直接の原因とする入院をしたとき ②心疾患の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき
脳血管疾患	被保険者が脳血管疾患を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①脳血管疾患を直接の原因とする入院をしたとき ②脳血管疾患の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき
慢性腎不全	被保険者が慢性腎不全を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①慢性腎不全により永続的な透析療法を開始したとき ②慢性腎不全の治療を直接の目的として腎臓移植術(自家移植を除く)を受けたとき
肝硬変	被保険者が肝硬変を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①肝硬変により生じた食道静脈瘤または胃静脈瘤が破裂したと医師により診断されたとき ②肝硬変により生じた食道静脈瘤または胃静脈瘤の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき ③肝硬変の治療を直接の目的として肝臓移植術(自家移植を除く)を受けたとき
糖尿病	被保険者が糖尿病を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①糖尿病により糖尿病性網膜症を発病し、その治療を直接の目的として網膜または硝子体に対する手術を初めて受けたとき ②糖尿病により上肢または下肢に生じた糖尿病性壊疽の治療を直接の目的として1手の1手指以上または1足の1足指以上についての切断術を受けたとき
高血圧性疾患	被保険者が高血圧性疾患を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①高血圧性疾患により生じた大動脈瘤または大動脈解離が破裂したと医師により診断されたとき ②高血圧性疾患により生じた大動脈瘤または大動脈解離の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき

「医療用保険料免除特約」のがん(上皮内がん含む)に対する保障の開始は、**主契約の責任開始日*からその日を含めて91日目となります。ただし、90日以内にがん(上皮内がん含む)と診断確定された場合でも、当該がんを原因として当社所定の就労不能状態に該当した場合、保障の対象となります。**

* ご契約のお引受けを当社が承諾した場合には、お申込みを受けた日または告知の日のいずれか遅い日が主契約の責任開始日となります。ただし、ご契約に責任開始期に関する特約を付加していないときは、第1回保険料(相当額)を当社が受け取った日(告知前に受け取ったときは、告知の日)が主契約の責任開始日となります。



特約

医療用総合生活障害保障特約

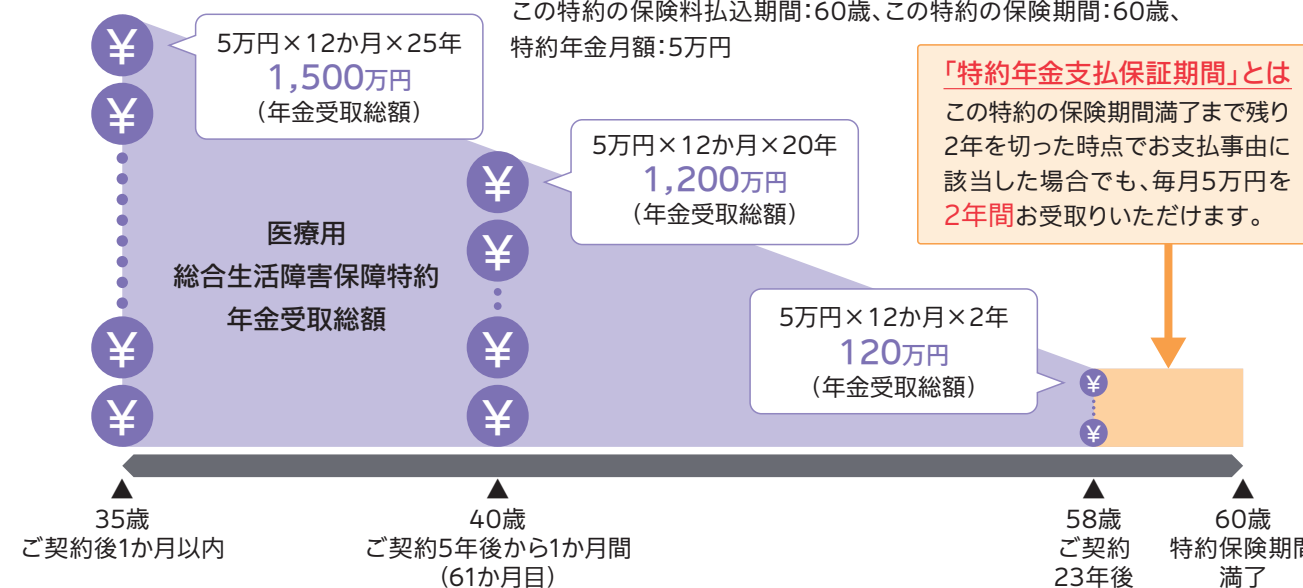
●特約の保険期間: 有期(年満了または歳満了)

つぎのいずれかに該当した場合、**特約年金支払期間満了まで毎月、総合生活障害年金をお支払いします。**

お支払事由

七大疾病	・ 七大疾病 [がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞、脳卒中、慢性腎不全、肝硬変、糖尿病、高血圧性疾患]により所定の事由*1に該当したとき
就労不能	・国民年金法にもとづく 障害等級1級または2級 の状態に該当していると認定され、 障害基礎年金 の受給権が生じたとき。ただし、精神障害の状態に該当している場合を除きます。 ・当社所定の 就労不能状態 *2に該当したとき
要介護	・公的介護保険制度により 要介護3以上 *3と認定されたとき ・満65歳未満の被保険者について 当社所定の要介護状態 *4が 180日以上継続 したと医師により診断確定されたとき
高度障害	・当社所定の 高度障害状態 *5に該当したとき

【総合生活障害年金受給総額イメージ図】 被保険者: 35歳男性、特約年金支払保証期間: 2年、この特約の保険料払込期間: 60歳、この特約の保険期間: 60歳、特約年金月額: 5万円



「特約年金支払保証期間」とはこの特約の保険期間満了まで残り2年を切った時点でお支払事由に該当した場合でも、毎月5万円を**2年間**お受け取りいただけます。

- *1 対象となる七大疾病および所定の事由は23ページをご覧ください。
- *2 対象となる当社所定の就労不能状態は25・26ページおよび約款別表「就労不能状態」をご覧ください。
- *3 身体状態のめやすは、19・20ページの公的介護保険制度における「要介護度別の身体状態のめやす」をご覧ください。
- *4 「当社所定の要介護状態」とは、約款別表に定めるつぎの①または②に該当した場合をいいます。詳しくは、約款別表「対象となる要介護状態」をご覧ください。
- ①下記Aが全部介助または一部介助の状態に該当し、かつ、B～Eのうち、2項目以上が全部介助または一部介助の状態に該当したとき
A. 歩行 B. 衣服の着脱 C. 入浴 D. 食物の摂取 E. 排泄
- ②器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定され、かつ、上記B～Eのいずれかが全部介助または一部介助の状態に該当したとき
- (注) 当社所定の要介護状態の判断基準は、公的介護保険制度の要介護認定基準とは異なります。

- *5 詳しくは、約款別表「対象となる高度障害状態」をご覧ください。
- 毎月年金としてお受け取りいただくかわりに年金現価の全部または一部を一括して受け取ることもできます。第1回の総合生活障害年金をお支払いした後、新たなお支払事由に該当しても、その請求による総合生活障害年金はお支払いしません。
- この特約の保険期間満了後、この特約は消滅します。
- 被保険者が死亡した場合、この特約は消滅します。特約年金支払期間中に、受取人が死亡した場合には、未支払分の年金現価を一時にお支払いします。
- この特約のお支払事由に該当した場合、以後のこの特約の保険料のお払込みは必要ありません。
- この特約の給付にかかわる公的医療保険制度もしくは公的介護保険制度の変更または国民年金法の改正が将来行われたとき、主務官庁の認可を得て将来に向かってお支払事由を変更することがあります。



乳がんの保障の開始については、23ページをご確認ください。

選べる上乘せ保障(特則・特約)



医療用総合生活障害保障特約

対象となる七大疾病および所定の事由 ●21ページの医療用保険料免除特約における「七大疾病」とは異なります。

がん (悪性新生物)	被保険者が責任開始期前を含めて、初めてがん(悪性新生物)と医師により診断確定されたとき(「上皮内がん」「悪性黒色腫以外の皮膚がん」「責任開始日から90日以内に診断確定された乳がん」を除く)
急性心筋梗塞 ※虚血性心疾患のうち、 急性心筋梗塞 (狭心症などを除く)	被保険者が急性心筋梗塞を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと医師により診断されたとき ②急性心筋梗塞の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき
脳卒中 ※脳血管疾患のうち、 くも膜下出血・ 脳内出血・脳梗塞	被保険者が脳卒中を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上言語障害などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師により診断されたとき ②脳卒中の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき
慢性腎不全	被保険者が慢性腎不全を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①慢性腎不全により永続的な透析療法を開始したとき ②慢性腎不全の治療を直接の目的として腎臓移植術(自家移植を除く)を受けたとき
肝硬変	被保険者が肝硬変を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①肝硬変により生じた食道静脈瘤または胃静脈瘤が破裂したと医師により診断されたとき ②肝硬変により生じた食道静脈瘤または胃静脈瘤の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき ③肝硬変の治療を直接の目的として肝臓移植術(自家移植を除く)を受けたとき
糖尿病	被保険者が糖尿病を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①糖尿病により糖尿病性網膜症を発病し、その治療を直接の目的として網膜または硝子体に対する手術を初めて受けたとき ②糖尿病により上肢または下肢に生じた糖尿病性壊疽の治療を直接の目的として1手の1手指以上または1足の1足指以上についての切断術を受けたとき
高血圧性疾患	被保険者が高血圧性疾患を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①高血圧性疾患により生じた大動脈瘤または大動脈解離が破裂したと医師により診断されたとき ②高血圧性疾患により生じた大動脈瘤または大動脈解離の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき

「医療用総合生活障害保障特約」の乳がんに対する保障の開始は、主契約の責任開始日*からその日を含めて91日目となります。ただし、90日以内に乳がんが診断確定された場合でも、当該がんを原因として当社所定の就労不能状態、当社所定の要介護状態、当社所定の高度障害状態に該当した場合、保障の対象となります。

*ご契約のお引受けを当社が承諾した場合には、お申込みを受けた日または告知の日のいずれか遅い日が主契約の責任開始日となります。ただし、ご契約に責任開始期に関する特約を付加していないときは、第1回保険料(相当額)を当社が受け取った日(告知前に受け取ったときは、告知の日)が主契約の責任開始日となります。

国民年金法にもとづく 障害等級1級または2級の状態

国民年金法施行令別表

障害の程度	障害の状態
1級	1 つぎに掲げる視覚障害 ・両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ・一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
	2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4 両上肢のすべての指を欠くもの
	5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7 両下肢を足関節以上で欠くもの
	8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ちあがることができない程度の障害を有するもの
	9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの*
	11 身体の機能の障害もしくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2級	1 つぎに掲げる視覚障害 ・両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ・一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
	2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	3 平衡機能に著しい障害を有するもの
	4 そしゃくの機能を欠くもの
	5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9 一上肢のすべての指を欠くもの
	10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	11 両下肢のすべての指を欠くもの
	12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13 一下肢を足関節以上で欠くもの
	14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの*
	17 身体の機能の障害もしくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
*障害等級1級の第10号および2級の第16号は「精神障害の状態」に該当し、「医療用保険料免除特約」「医療用総合生活障害保障特約」の保障の対象外となります。

障害の状態 (公財)生命保険文化センター「ねんきんガイド」(2024年6月改訂版)

障害等級1級	障害等級2級
他人の介助を受けなければほとんど日常生活を送ることができない状態	必ずしも他人の助けが必要ではないが、日常生活が困難で労働することができない状態

医療用保険料免除特約

医療用総合生活障害保障特約

■対象となる当社所定の就労不能状態

所定の疾患等による障害 ①

心臓の病気

- 心臓移植術を受けた
- 人工心臓を装着した
- CRT
(心臓再同期医療機器)または
CRT-D
(除細動器機能付き
心臓再同期医療機器)
を装着した

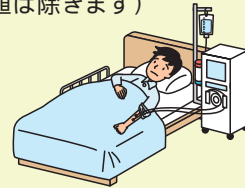


たとえば…>>>

心筋症により、人工心臓を装着する手術を受けた

腎臓の病気

- 永続的な透析療法を開始した
- 腎臓移植術
(自家移植は除きます)
を受けた



たとえば…>>>

IgA腎症により慢性腎不全を発症しており、永続的に週3回程度の血液透析を実施している

人工肛門の造設

〔人工肛門を永久的に造設し、かつ、以下のいずれかにあてはまる〕

- 人工ぼうこうを永久的に造設または尿路変更術を受けた
- 完全排尿障害
(カテーテル留置または自己導尿の常時施行を必要とする)状態にある



たとえば…>>>

大腸がんのぼうこう浸潤により、人工肛門および人工ぼうこうを造設した

所定の疾患等による障害 ②

回復の見込みのない状態

呼吸器の病気

常時の酸素療法が必要であり、常時の酸素療法を施行している



たとえば…>>>

肺気腫により慢性呼吸不全となり、常時、酸素療法(カニューレやマスクなどを用いて体内に適量な酸素を投与する治療法)を行っている

心臓の病気

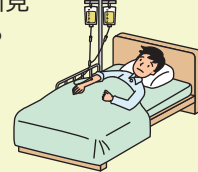
- 心臓に人工弁を置換した*1
 - 恒久的心臓ペースメーカーを装着した*2
- *1 生体弁の移植を含み、人工弁を再置換する場合およびすでに人工弁を置換した部位とは異なる部位に人工弁を置換する場合は含みません。
*2 心臓ペースメーカーを一時的に装着した場合およびすでに装着した恒久的心臓ペースメーカーまたはその付属品を交換する場合は含みません。

たとえば…>>>

大動脈弁狭窄症に対して、人工弁置換術を行ったことにより、軽い家事などの軽労働や事務等の座業ができない

肝臓の病気

肝硬変により、腹水または肝性脳症の臨床所見がある



たとえば…>>>

肝硬変により、腹水貯留の状態と診断された

血液・造血器の病気

〔以下の疾患で血液数値が所定の異常値を示している〕

- 再生不良性貧血等の難治性貧血群に分類される疾患
- 血友病等の出血傾向群を伴う疾患
- 白血病等の血液のがん(造血器腫瘍群)

たとえば…>>>

骨髄異形成症候群により、ヘモグロビンや血小板数などの所定の血液数値異常を示している

悪性新生物

〔悪性新生物で血液数値が下記のすべてに該当する〕

- 赤血球数が250(万/mm³)未満のもの
- 血色素量が8(g/dl)未満のもの
- ヘマトクリットが20%未満のもの
- 総蛋白が4(g/dl)未満のもの

たとえば…>>>

胃がんによる出血のために貧血状態となり、赤血球数などの所定の血液数値異常を示している

目の障害

回復の見込みのない状態

〔両眼の視力または視野に著しい障害を残す状態〕

- メガネ・コンタクトレンズ等を装着したとき矯正視力を測定し、視力の良い方の眼の視力が0.07以下のもの、または、視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
- I/2の視標で両眼の視野がそれぞれ5度以内のもの
- ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
- 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
- 視野狭さくによる視力障害、および眼瞼下垂による視力・視野障害を除く



たとえば…>>>

緑内障で視野が狭くなり、1人で外出することが困難になっている

耳の障害

回復の見込みのない状態

〔両耳の聴力に著しい障害を残す状態〕

- 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 両耳の聴力レベルが80デシベル以上で、かつ、最良語音明瞭度が30%以下のもの



たとえば…>>>

耳硬化症により難聴状態となり、補聴器を着けていても他人の会話が聞き取れない

平衡機能の障害

回復の見込みのない状態

〔平衡機能に著しい障害を残す状態〕

脳または内耳の器質的異常によるもので、四肢体幹に器質的異常がない場合に他覚的に平衡機能障害を認め、開眼で起立・立位保持が不能、または開眼で直線を歩行中に10メートル以内に転倒もしくは著しくよるめいて歩行を中断せざるをえない程度状態

たとえば…>>>

メニエール病により転倒したりよるめいたりせずにまっすぐ10メートル以上歩くことができない

言語機能の障害

回復の見込みのない状態

〔言語機能に著しい障害を残す状態〕

語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷または発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意思疎通が困難な状態



たとえば…>>>

脳内出血により失語症を発症したため、意思疎通の際は身振り、手振りにて補助を必要としている

上・下肢の障害 ①

- 両手の第1指(母指)を失い、かつ、両手の第2指(示指)または第3指(中指)を失ったもの
- 1手の5手指を失ったもの
- 10足指を失ったもの
- 1下肢を足関節以上で失ったもの

上・下肢の障害 ②

回復の見込みのない状態

- 1上肢の機能に著しい障害を残すもの
- 1手の5手指の機能に著しい障害を残すもの
- 両手の第1指(母指)の機能に著しい障害を残し、かつ、両手の第2指(示指)または第3指(中指)の機能に著しい障害を残すもの
- 1下肢の機能に著しい障害を残すもの
- 両上肢の機能に相当程度の障害を残すもの
- 両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの
- 1上肢および1下肢の機能に相当程度の障害を残すもの

※著しい障害や、相当程度の障害とは関節の運動範囲の制限や、筋力の低下が所定の状態以下になっている状態などをいいます。

詳しくは約款別表「就労不能状態」をご覧ください。





特約

医療用新がん診断給付特約

がん(上皮内がん含む)と医師により診断確定された場合、**がん診断給付金**をお支払いします。
また、再発^{*1}や転移、継続治療(入院・外来治療)などに該当した場合でも同額をお支払いします。

回数無制限!
(1年に1回限度)

- お支払事由** 【1回目】初めてがんと医師により診断確定されたとき
【2回目以降】直前のお支払事由該当日から起算して1年を経過した後に、つぎのいずれかに該当したとき^{*2}
- 新たにがんと医師により診断確定されたとき
 - がん治療のために入院を開始または継続しているとき
 - がん治療のための外来治療を受けたとき^{*3}

がん診断給付金
1回につき**50万円**
(がん診断給付金額
50万円の場合)

- ^{*}1 再発とはすでに診断確定されたがんが、治療したことにより認められない状態になった後に再発したと診断確定されることです。
^{*}2 被保険者が治癒または寛解状態でない場合に限りします。
^{*}3 がんの消滅・破壊などを直接の目的とした、①手術療法②放射線療法③化学療法^{*1}④疼痛緩和療法^{*2}のいずれかの治療が引き続き必要と認められる場合に限りします。

- ^{*}1 がんを適応症として定めている薬剤(自由診療を含む抗がん剤やホルモン剤等)を投与することにより、がんを破壊またはがんの発育・増殖を抑制することを目的とした治療法(細胞免疫療法、ワクチン療法を含みます)をいいます。
^{*}2 薬剤の投与または処置を行うことにより、がんによる痛みを緩和することを目的とした治療をいいます。

- がん診断給付金は、10万円～400万円(入院給付金日額10,000円以内は200万円以下、10,000円超は入院給付金日額の200倍以下)(10万円単位)の範囲内でお選びいただけます。

「**P27** 医療用新がん診断給付特約」と「**P28** 医療用新がん外来治療給付特約」と「**P29** 医療用抗がん剤治療給付特約」の保障の開始は、主契約の責任開始日^{*}からその日を含めて91日目となります。
責任開始日から90日以内にがん(上皮内がん含む)と診断確定された場合は、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、本特約は無効となります。

^{*}ご契約のお引受けを当社が承諾した場合には、お申込みを受けた日または告知の日のいずれか遅い日が主契約の責任開始日となります。ただし、ご契約に責任開始期に関する特約を付加していないときは、第1回保険料(相当額)を当社が受け取った日(告知前に受け取ったときは、告知の日)が主契約の責任開始日となります。

- 「医療用新がん診断給付特約」と「医療用新がん外来治療給付特約」と「医療用抗がん剤治療給付特約」の給付にかかわる公的医療保険制度の変更が将来行われたとき、主務官庁の認可を得て将来に向かってお支払事由を変更することがあります。



特約

医療用新がん外来治療給付特約

医療用新がん外来治療給付特約は医療用新がん診断給付特約との同時付加が必要です。

通院や往診によるがん(上皮内がん含む)の治療を受けた場合、**がん外来治療給付金**をお支払いします。
入院をしない治療でも、がんの治療が続く限り保障します。

通算無制限!
(1年間120日限度)

- お支払事由** 医師により診断確定されたがんの治療を目的として、医師の治療処置を伴う外来治療(通院・往診)を外来治療期間中に受けたとき
- がんの治療を行ったことにより発生したがん以外の疾病および症状(合併症)に対する治療は、保障の対象外となります。
 - がんの治療を目的とした入院中に外来治療を受けられた場合には、がん外来治療給付金はお受けいただけません。

がん外来治療給付金
1日につき**5,000円**
(がん外来治療給付金日額
5,000円の場合)

- 医療用新がん外来治療給付特約と医療用通院特約を1契約に同時に付加することはできません。

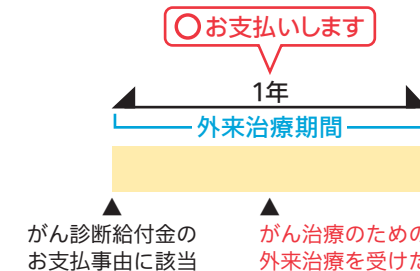
がん外来治療給付金のお支払いについて

お支払限度 外来治療期間1年につき120日間

- がん診断給付金のお支払事由に該当した日から起算した1年間を外来治療期間といたします。新たにがん診断給付金のお支払事由に該当した場合には、その該当した日から起算した1年間が新たな外来治療期間となります。
- 外来治療期間満了日の翌日以後、つぎのいずれかに該当した場合についても、その該当した日から起算した1年間が新たな外来治療期間となります。
 - ・がん治療のために入院を開始したとき
 - ・がん治療のための入院を継続しているとき
 - ・がん治療のための外来治療を受けたとき

事例1

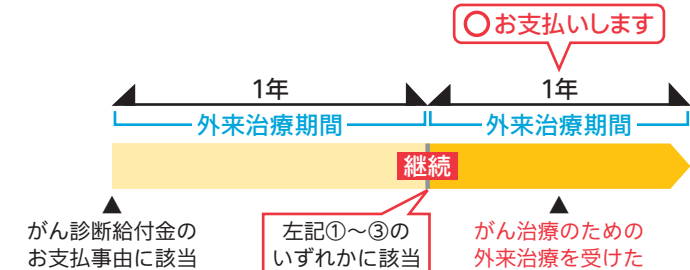
がん診断給付金のお支払事由に該当し、その後がん治療のための外来治療を受けた場合



事例2

がん診断給付金のお支払事由に該当した日から起算して1年経過後に、つぎの①～③のいずれかに該当して外来治療期間を継続し、その後がん治療のための外来治療を受けた場合

- ①がん治療のために入院を開始したとき
- ②がん治療のための入院を継続しているとき
- ③がん治療のための外来治療を受けたとき



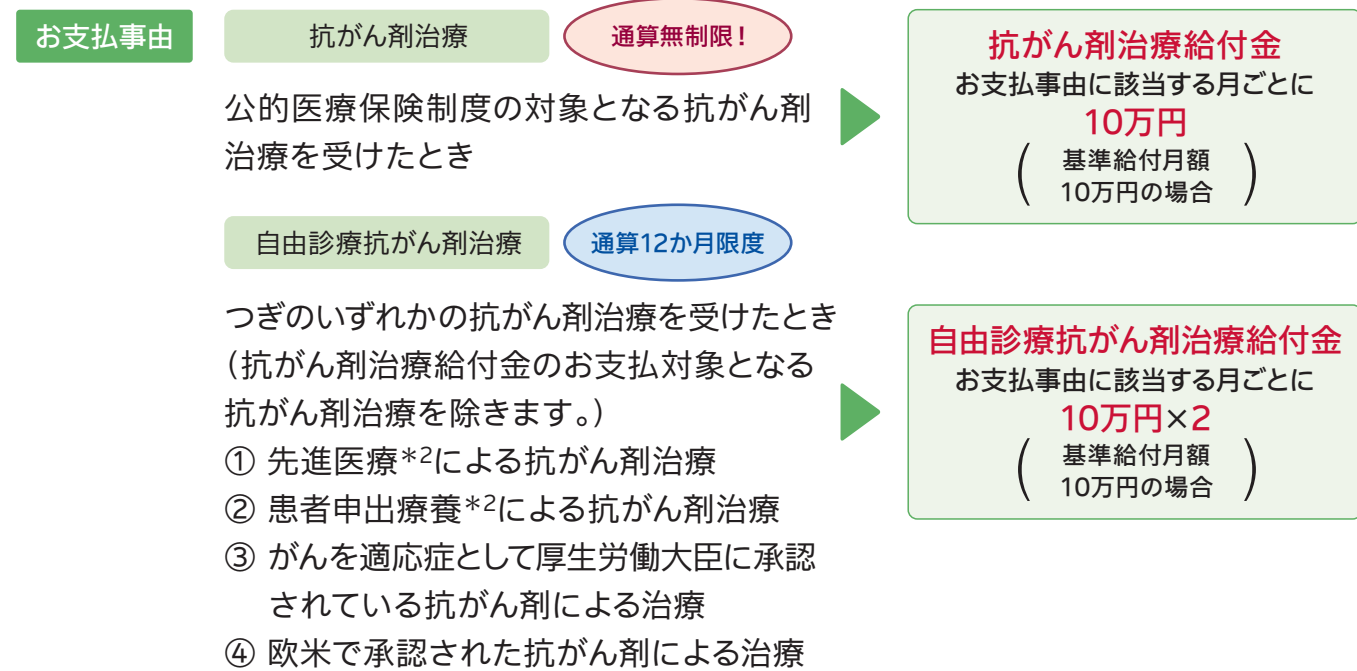


医療用抗がん剤治療給付特約

つぎの抗がん剤^{*1}治療^{*}を受けた場合、
お支払事由に該当する月ごとに**抗がん剤治療給付金、
自由診療抗がん剤治療給付金**をお支払いします。

ホルモン療法
も対象!

※この特約の責任開始日以後に医師により診断確定されたがんの治療を目的とする抗がん剤治療をいいます。



*1 対象となる「抗がん剤」とは、抗がん剤治療を受けた時点において、世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち「L01(抗悪性腫瘍薬)、L02(内分泌療法)、L03(免疫賦活薬)、L04(免疫抑制薬)、V10(治療用放射性医薬品)」に分類される薬剤をいいます。

*2 先進医療とは、厚生労働大臣が定める医療技術・施設基準に該当するものをいい、療養を受けた日現在に規定されているものに限り、対象となる医療技術・施設基準は変動します。患者申出療養とは、公的医療保険制度

にもとづく患者申出療養を行うことが認められている保険医療機関で受けた療養のことを指します。

●抗がん剤治療を受けた日が同一の月に2回以上ある場合、その月の最初に抗がん剤治療を受けた日に抗がん剤治療給付金のお支払事由が生じたものとみなします。

●自由診療抗がん剤治療給付金が支払われる抗がん剤治療を受けた日が同一の月に2回以上ある場合、その月の最初に抗がん剤治療を受けた日に自由診療抗がん剤治療給付金のお支払事由が生じたものとみなします。

Point 1 **がんの治療(再発予防を含む)を目的とした抗がん剤治療がお支払いの対象となります。**
抗がん剤治療には、**経口内服による投与の抗がん剤・ホルモン療法による治療**も対象となります。

Point 2 **ホルモン療法などの抗がん剤治療の経口内服による投与で、処方せんによる投薬期間が複数月分の場合、お支払事由に該当する月ごとに給付金をお支払いします。**
●給付金をご請求した月の翌月以降にも、抗がん剤が処方されている場合は、該当する月に生存されている必要があります。

Point 3 **同一の月に、抗がん剤治療給付金と自由診療抗がん剤治療給付金のそれぞれのお支払事由を満たす抗がん剤治療があった場合、抗がん剤治療給付金と自由診療抗がん剤治療給付金のそれぞれをお支払いします。**

「がんにそなえるBOOK(当社作成)」より抜粋

抗がん剤治療

薬が血液から全身に回るため、全身に対して効果が期待できます。副作用があることもありますが、最近では副作用の少ない治療薬の開発が進んでいます。薬物療法には、抗がん剤を使用する治療法のほか、**分子標的薬**や**免疫チェックポイント阻害薬**、**ホルモン療法薬**を使用する治療法などがあります。日本で未承認の治療薬などもあり、**経済的な負担が生じる**ことがあります。

- 右記の費用は薬剤料のみであり、検査料などの諸費用は含まれておりません。薬剤料(薬価)は定期的に見直しが行われており、変動することがあります。
- 右記の費用は高額療養費制度利用前の金額であり、高額療養費制度が適用される場合があります。
- 費用例はがん研有明病院監修のもと、作成しています。医療機関・診断内容・治療内容によって異なりますのでご注意ください。

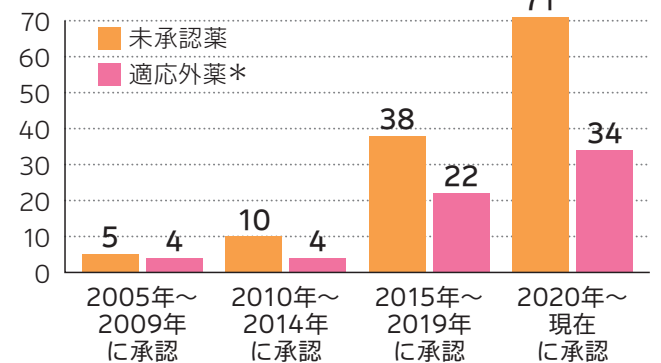
患者申出療養制度

患者申出療養制度は、未承認薬などを迅速に保険外併用療養として使用したいという困難な病気と闘う患者の思いに応えるため、**患者からの申出を起点とし、安全性・有効性などを確認しつつ、できる限り身近な医療機関で受けられるようにする制度**です。この制度を用いると、公的医療保険と併用して未承認薬などの先進的な治療を受けることができます。

欧米で承認された抗がん剤(日本で未承認の薬など)

欧米で承認された薬剤が**日本で承認されるまでには数か月から数年程度かかる**ため、未承認薬を使う治療は「**自由診療(全額自己負担)**」となります。未承認薬は1か月の薬剤費が100万円を超えるものが多く、中には1,000万円を超えるものもあります。

■米国か欧州で承認され、日本未承認または適応外であるがん領域の医薬品数とその推移



●2023年11月30日時点での情報に基づいています。(のべ数)
国立がん研究センター
「国内で薬機法上未承認・適応外である医薬品について」

*欧米および日本で承認されているが、適応症が異なり、日本では一部の適応症に使用できない薬剤のことをいいます。

契約 年 齢 (歳)	基本保障(主契約*1)		+	上乗せ保障(特則・特約)												
	入院給付金日額 5,000円 (手術あり)	入院給付金日額 5,000円 (手術なし)		医療用 手術増額特約 5万円	医療用 新先進医療特約	医療用 健康回復支援 給付特約 5万円	新三大疾病 支払日数 無制限特則 5,000円	医療用 新三大疾病 一時金特約 50万円	医療用 入院一時金 特約 10万円	★医療用 通院特約 5,000円	介護一時金特約 100万円	医療用 介護年金特約 60万円	医療用 総合生活 障害保障特約*2 5万円	医療用 新がん診断 給付特約 50万円	★★医療用 新がん外来治療 給付特約 5,000円	医療用 抗がん剤治療 給付特約 10万円
0	720	460		220	87	50	85	-	750	175	-	-	-	-	-	-
1	705	445		220	87	50	85	-	710	180	-	-	-	-	-	-
2	695	425		225	87	50	90	-	670	180	-	-	-	-	-	-
3	685	410		225	87	55	90	-	620	185	-	-	-	-	-	-
4	675	395		230	87	55	90	-	590	185	-	-	-	-	-	-
5	670	385		230	87	55	90	-	560	190	-	-	-	-	-	-
6	670	380		235	87	60	95	470	540	190	-	-	-	360	95	240
7	675	380		240	87	60	95	480	520	195	-	-	-	370	100	250
8	685	385		240	87	60	95	495	520	195	-	-	-	375	100	260
9	695	390		245	87	65	100	505	520	200	-	-	-	385	105	260
10	710	395		250	87	65	100	520	520	205	-	-	-	395	110	270
11	725	405		255	87	70	105	535	520	205	-	-	-	405	115	280
12	740	415		260	87	70	105	550	530	210	-	-	-	415	120	280
13	760	430		260	87	75	110	565	550	215	-	-	-	430	125	290
14	780	440		265	87	80	110	585	560	220	-	-	-	440	130	300
15	800	455		270	87	80	115	605	580	225	430	840	1,935	450	135	310
16	820	465		275	87	85	120	625	590	230	430	840	1,975	465	140	320
17	835	475		285	87	90	120	645	600	235	440	840	2,020	475	145	320
18	855	485		290	87	90	125	665	610	240	450	900	2,065	490	155	330
19	875	495		295	87	95	130	690	630	245	460	900	2,120	505	160	340
20	900	510	※	305	87	100	130	715	640	250	470	900	2,170	520	165	350
21	930	525		310	87	105	135	740	660	260	480	960	2,230	535	170	360
22	960	540		320	87	110	140	765	680	265	490	960	2,300	550	180	370
23	990	560		330	87	115	145	795	700	270	500	960	2,375	570	185	380
24	1,025	580		340	87	120	150	820	720	280	510	1,020	2,450	590	195	400
25	1,055	600		350	87	125	155	855	740	285	520	1,020	2,530	610	205	410
26	1,090	620		360	87	135	160	885	760	295	530	1,080	2,620	630	215	430
27	1,125	640		370	87	140	165	920	780	305	550	1,080	2,715	655	225	440
28	1,155	660		380	87	145	170	960	800	315	560	1,140	2,810	680	235	460
29	1,190	680		390	87	155	175	1,000	820	325	580	1,140	2,910	705	250	480
30	1,230	700		400	87	165	185	1,040	850	335	590	1,200	3,005	730	260	500
31	1,265	725		410	87	165	190	1,080	870	345	610	1,200	3,100	760	275	520
32	1,310	745		425	87	175	195	1,125	900	355	630	1,260	3,190	785	285	540
33	1,350	770		435	87	185	205	1,165	920	365	650	1,320	3,285	815	300	560
34	1,395	800		450	87	195	210	1,215	950	375	670	1,320	3,420	840	310	580
35	1,445	820		465	87	205	220	1,265	980	390	690	1,380	3,540	875	325	600
36	1,490	850		475	87	215	230	1,320	1,010	405	710	1,440	3,670	905	340	630
37	1,545	885		490	87	225	235	1,375	1,040	415	730	1,500	3,795	945	360	650
38	1,600	920		500	87	235	245	1,430	1,080	430	760	1,560	3,920	980	375	680
39	1,660	955		515	87	250	255	1,490	1,120	445	790	1,620	4,045	1,020	395	710
40	1,720	995		530	87	260	265	1,550	1,150	460	820	1,680	4,160	1,065	415	740
41	1,790	1,035		550	87	270	280	1,620	1,200	475	850	1,740	4,275	1,110	430	770
42	1,855	1,075		570	87	285	290	1,685	1,240	490	880	1,800	4,385	1,150	455	810
43	1,930	1,120		590	87	295	300	1,760	1,280	500	920	1,920	4,495	1,200	475	840
44	2,010	1,165		610	87	310	315	1,830	1,330	515	960	1,980	4,585	1,255	495	880
45	2,090	1,210		635	87	325	325	1,910	1,380	535	990	2,040	4,655	1,310	515	920
46	2,170	1,260		655	87	335	340	1,995	1,430	550	1,030	2,100	4,700	1,370	540	960
47	2,255	1,315		680	87	350	355	2,080	1,480	565	1,080	2,220	4,725	1,435	570	1,000
48	2,350	1,365		705	87	360	370	2,165	1,530	585	1,130	2,340	4,730	1,495	595	1,040
49	2,445	1,425		735	87	375	385	2,260	1,590	605	1,180	2,460	4,705	1,565	625	1,090
50	2,535	1,480		760	87	390	400	2,355	1,640	625	1,240	2,580	4,635	1,640	655	1,140
51	2,640	1,540		790	87	400	415	2,455	1,700	650	1,310	2,700	-	1,715	690	1,200
52	2,745	1,605		815	87	415	435	2,555	1,760	675	1,380	2,820	-	1,795	725	1,250
53	2,850	1,675		840	87	430	455	2,665	1,830	700	1,450	3,000	-	1,875	760	1,310
54	2,965	1														

※ ・・・上乗せ保障(特則・特約)を含めた合計保険料が1,000円以上の場合にお取扱いできます。 ●「ー」・・・お取扱いできません。

※ 1 主契約は「手術あり」または「手術なし」を選択ください。

※ 2 医療用総合生活障害保障特約の特約年金支払保証期間：2年間

●保険料表に記載のない保険料については設計書などにてご確認ください。(2025年4月現在) 単位:円

★「医療用通院特約」と「医療用新がん外来治療給付特約」を1契約に同時に付加することはできません。

☆「医療用新がん診断給付特約」との同時付加が必要です。

契約 年 齢 (歳)	基本保障(主契約*1)		上乗せ保障(特則・特約)												
	入院給付金日額 5,000円 (手術あり)	入院給付金日額 5,000円 (手術なし)	医療用 手術増額特約 5万円	医療用 新先進医療特約	医療用 健康回復支援 給付特約 5万円	新三大疾病 支払日数 無制限特則 5,000円	医療用 新三大疾病 一時金特約 50万円	医療用 入院一時金 特約 10万円	★医療用 通院特約 5,000円	介護一時金特約 100万円	医療用 介護年金特約 60万円	医療用 総合生活 障害保障特約*2 5万円	医療用 新がん診断 給付特約 50万円	★★医療用 新がん外来治療 給付特約 5,000円	医療用 抗がん剤治療 給付特約 10万円
0	950	600	285	98	55	120	-	920	240	-	-	-	-	-	-
1	915	575	280	97	55	120	-	860	235	-	-	-	-	-	-
2	900	550	280	97	55	120	-	810	235	-	-	-	-	-	-
3	885	535	285	96	60	120	-	770	240	-	-	-	-	-	-
4	880	520	285	96	60	125	-	730	240	-	-	-	-	-	-
5	※880	515	290	96	60	125	-	700	245	-	-	-	-	-	-
6	885	515	295	97	65	130	640	680	250	-	-	-	495	145	330
7	895	515	300	97	65	130	660	670	255	-	-	-	505	150	340
8	915	525	305	97	70	135	680	670	260	-	-	-	515	155	350
9	935	535	315	97	70	140	700	680	265	-	-	-	535	160	360
10	955	545	320	98	75	140	720	680	270	-	-	-	550	165	370
11	980	560	325	98	75	145	745	700	280	-	-	-	565	170	380
12	1,005	580	335	98	80	150	770	710	285	-	-	-	580	175	390
13	1,035	600	340	98	80	155	795	730	290	-	-	-	600	185	410
14	1,065	620	350	99	85	160	820	750	300	-	-	-	615	190	420
15	1,100	640	355	99	90	165	845	770	305	560	1,200	1,985	635	200	430
16	1,130	660	365	99	90	165	875	790	315	580	1,200	2,025	660	210	450
17	1,160	680	375	99	95	170	905	820	325	590	1,260	2,070	680	220	460
18	1,195	700	385	99	100	175	940	840	335	610	1,260	2,125	705	230	480
19	1,235	720	395	100	105	180	975	860	345	620	1,320	2,175	735	240	500
20	1,275	745	410	100	110	185	1,015	890	355	640	1,320	2,235	760	250	520
21	1,320	775	420	101	115	195	1,060	920	365	660	1,380	2,300	785	265	540
22	1,375	805	435	101	120	205	1,100	950	380	680	1,440	2,370	820	275	560
23	1,430	835	450	102	125	210	1,150	980	390	700	1,440	2,450	850	290	580
24	1,480	870	465	103	135	220	1,195	1,010	405	730	1,500	2,530	880	305	610
25	1,540	905	485	103	140	230	1,250	1,050	420	750	1,560	2,615	920	320	630
26	1,605	940	495	104	145	240	1,305	1,090	435	770	1,620	2,710	960	335	660
27	1,665	980	515	105	155	250	1,365	1,130	455	800	1,680	2,805	1,000	355	690
28	1,730	1,020	535	106	165	260	1,430	1,170	470	830	1,740	2,915	1,045	375	720
29	1,800	1,060	555	107	165	275	1,495	1,210	490	860	1,800	3,020	1,090	395	750
30	1,870	1,105	575	107	175	285	1,565	1,260	505	890	1,920	3,120	1,140	415	790
31	1,945	1,150	595	108	185	300	1,635	1,310	525	930	1,980	3,220	1,185	435	830
32	2,025	1,190	620	109	195	315	1,715	1,360	545	960	1,980	3,320	1,240	460	860
33	2,110	1,240	645	110	205	325	1,795	1,410	570	990	2,100	3,425	1,295	480	900
34	2,190	1,295	670	111	215	340	1,875	1,470	590	1,030	2,160	3,560	1,355	500	950
35	2,285	1,350	695	112	230	355	1,965	1,530	615	1,070	2,280	3,695	1,415	525	990
36	2,380	1,410	720	114	240	375	2,060	1,590	645	1,110	2,340	3,825	1,480	555	1,030
37	2,480	1,475	745	115	255	390	2,150	1,650	670	1,160	2,460	3,960	1,550	585	1,080
38	2,590	1,540	775	116	270	410	2,255	1,720	700	1,210	2,580	4,100	1,620	615	1,130
39	2,705	1,610	805	117	280	430	2,365	1,790	730	1,260	2,700	4,225	1,700	645	1,190
40	2,825	1,685	830	118	295	450	2,475	1,870	760	1,320	2,820	4,350	1,780	680	1,240
41	2,955	1,765	865	120	310	470	2,595	1,950	795	1,380	3,000	4,465	1,860	715	1,300
42	3,090	1,845	905	121	325	490	2,725	2,030	820	1,440	3,120	4,580	1,950	755	1,370
43	3,235	1,935	945	122	340	510	2,850	2,120	855	1,510	3,300	4,700	2,050	795	1,440
44	3,385	2,025	985	124	360	535	2,990	2,220	885	1,580	3,420	4,785	2,150	830	1,510
45	3,540	2,125	1,030	125	375	560	3,130	2,300	925	1,650	3,600	4,855	2,255	875	1,580
46	3,710	2,220	1,075	126	390	590	3,285	2,400	960	1,730	3,780	4,900	2,370	920	1,660
47	3,880	2,330	1,125	128	410	615	3,450	2,510	1,000	1,820	4,020	4,925	2,490	970	1,740
48	4,065	2,440	1,170	129	425	645	3,615	2,620	1,045	1,910	4,200	4,930	2,620	1,025	1,830
49	4,250	2,555	1,220	131	445	675	3,790	2,740	1,090	2,010	4,440	4,900	2,755	1,080	1,930
50	4,445	2,675	1,275	133	465	710	3,975	2,860	1,135	2,110	4,680	4,820	2,895	1,135	2,030
51	4,655	2,805													

※ ・・・上乗せ保障(特則・特約)を含めた合計保険料が1,000円以上の場合にお取扱いできます。 ●「ー」・・・お取扱いできません。

※ 1 主契約は「手術あり」または「手術なし」を選択ください。

※ 2 医療用総合生活障害保障特約の特約年金支払保証期間：2 年間

●保険料表に記載のない保険料については設計書などにてご確認ください。(2025年4月現在) 単位:円

★「医療用通院特約」と

契約 年 齢 (歳)	基本保障(主契約*1)		+	上乗せ保障(特則・特約)												
	入院給付金日額 5,000円 (手術あり)	入院給付金日額 5,000円 (手術なし)		医療用 手術増額特約 5万円	医療用 新先進医療特約	医療用 健康回復支援 給付特約 5万円	新三大疾病 支払日数 無制限特則 5,000円	医療用 新三大疾病 一時金特約 50万円	医療用 入院一時金 特約 10万円	★医療用 通院特約 5,000円	介護一時金特約 100万円	医療用 介護年金特約 60万円	医療用 総合生活 障害保障特約*2 5万円	医療用 新がん診断 給付特約 50万円	★★医療用 新がん外来治療 給付特約 5,000円	医療用 抗がん剤治療 給付特約 10万円
0	755	495		220	87	50	75	-	750	175	-	-	-	-	-	-
1	745	485		220	87	50	75	-	710	180	-	-	-	-	-	-
2	735	465		225	87	50	75	-	670	180	-	-	-	-	-	-
3	720	450		225	87	55	75	-	620	185	-	-	-	-	-	-
4	715	435		230	87	55	80	-	590	185	-	-	-	-	-	-
5	710	430		230	87	55	80	-	560	190	-	-	-	-	-	-
6	710	425		235	87	60	80	470	540	190	-	-	-	360	95	240
7	720	425		240	87	60	80	480	520	195	-	-	-	370	100	250
8	730	430		240	87	60	85	495	520	195	-	-	-	375	100	260
9	740	435		245	87	65	85	505	520	200	-	-	-	385	105	260
10	※755	445		250	87	65	90	520	520	205	-	-	-	395	110	270
11	770	455		255	87	70	90	535	520	205	-	-	-	405	115	280
12	790	465		260	87	70	95	550	530	210	-	-	-	415	120	280
13	810	485		260	87	75	95	565	550	215	-	-	-	430	125	290
14	830	495		265	87	80	100	585	560	220	-	-	-	440	130	300
15	850	505		270	87	80	100	605	580	225	430	840	1,935	450	135	310
16	875	520		275	87	85	105	625	590	230	430	840	1,975	465	140	320
17	895	535		285	87	90	105	645	600	235	440	840	2,020	475	145	320
18	915	※550		290	87	90	110	665	610	240	450	900	2,065	490	155	330
19	940	560		295	87	95	115	690	630	245	460	900	2,120	505	160	340
20	970	580		305	87	100	115	715	640	250	470	900	2,170	520	165	350
21	1,000	595		310	87	105	120	740	660	260	480	960	2,230	535	170	360
22	1,030	620		320	87	110	125	765	680	265	490	960	2,300	550	180	370
23	1,065	640		330	87	115	130	795	700	270	500	960	2,375	570	185	380
24	1,100	665		340	87	120	135	820	720	280	510	1,020	2,450	590	195	400
25	1,140	685		350	87	125	140	855	740	285	520	1,020	2,530	610	205	410
26	1,170	710		360	87	135	145	885	760	295	530	1,080	2,620	630	215	430
27	1,210	730		370	87	140	150	920	780	305	550	1,080	2,715	655	225	440
28	1,245	755		380	87	145	155	960	800	315	560	1,140	2,810	680	235	460
29	1,285	780		390	87	155	160	1,000	820	325	580	1,140	2,910	705	250	480
30	1,325	805		400	87	165	165	1,040	850	335	590	1,200	3,005	730	260	500
31	1,370	825		410	87	165	170	1,080	870	345	610	1,200	3,100	760	275	520
32	1,415	855		425	87	175	175	1,125	900	355	630	1,260	3,190	785	285	540
33	1,460	880		435	87	185	180	1,165	920	365	650	1,320	3,285	815	300	560
34	1,505	910		450	87	195	190	1,215	950	375	670	1,320	3,420	840	310	580
35	1,555	945		465	87	205	195	1,265	980	390	690	1,380	3,540	875	325	600
36	1,610	980		475	87	215	205	1,320	1,010	405	710	1,440	3,670	905	340	630
37	1,670	1,015		490	87	225	215	1,375	1,040	415	730	1,500	3,795	945	360	650
38	1,730	1,055		500	87	235	220	1,430	1,080	430	760	1,560	3,920	980	375	680
39	1,795	1,100		515	87	250	230	1,490	1,120	445	790	1,620	4,045	1,020	395	710
40	1,860	1,145		530	87	260	240	1,550	1,150	460	820	1,680	4,160	1,065	415	740
41	1,930	1,185		550	87	270	250	1,620	1,200	475	850	1,740	4,275	1,110	430	770
42	2,010	1,235		570	87	285	260	1,685	1,240	490	880	1,800	4,385	1,150	455	810
43	2,090	1,285		590	87	295	270	1,760	1,280	500	920	1,920	4,495	1,200	475	840
44	2,170	1,340		610	87	310	285	1,830	1,330	515	960	1,980	4,585	1,255	495	880
45	2,260	1,395		635	87	325	295	1,910	1,380	535	990	2,040	4,655	1,310	515	920
46	2,350	1,455		655	87	335	305	1,995	1,430	550	1,030	2,100	4,700	1,370	540	960
47	2,450	1,510		680	87	350	320	2,080	1,480	565	1,080	2,220	4,725	1,435	570	1,000
48	2,540	1,570		705	87	360	330	2,165	1,530	585	1,130	2,340	4,730	1,495	595	1,040
49	2,645	1,635		735	87	375	345	2,260	1,590	605	1,180	2,460	4,705	1,565	625	1,090
50	2,750	1,705		760	87	390	355	2,355	1,640	625	1,240	2,580	4,635	1,640	655	1,140
51	2,860	1,780		790	87	400	370	2,455	1,700	650	1,310	2,700	-	1,715	690	1,200
52	2,975	1,850		815	87	415	385	2,555	1,760	675	1,380	2,820	-	1,795	725	1,250
53	3,095	1,930		840	87	430	405	2,665	1,830	700	1,450	3,000	-	1,875	760	1,310
54																

※ ・・・上乗せ保障(特則・特約)を含めた合計保険料が1,000円以上の場合にお取扱いできます。 ●「ー」・・・お取扱いできません。

※ 1 主契約は「手術あり」または「手術なし」を選択ください。

※ 2 医療用総合生活障害保障特約の特約年金支払保証期間：2年間

●保険料表に記載のない保険料については設計書などにてご確認ください。(2025年4月現在) 単位:円

★「医療用通院特約」と「医療用新がん外来治療給付特約」を1契約に同時に付加することはできません。

☆「医療用新がん診断給付特約」との同時付加が必要です。

契約 年 齢 (歳)	基本保障(主契約*1)		+	上乗せ保障(特則・特約)												
	入院給付金日額 5,000円 (手術あり)	入院給付金日額 5,000円 (手術なし)		医療用 手術増額特約 5万円	医療用 新先進医療特約	医療用 健康回復支援 給付特約 5万円	新三大疾病 支払日数 無制限特則 5,000円	医療用 新三大疾病 一時金特約 50万円	医療用 入院一時金 特約 10万円	★医療用 通院特約 5,000円	介護一時金特約 100万円	医療用 介護年金特約 60万円	医療用 総合生活 障害保障特約*2 5万円	医療用 新がん診断 給付特約 50万円	★★医療用 新がん外来治療 給付特約 5,000円	医療用 抗がん剤治療 給付特約 10万円
0	1,010	665		285	98	55	105	-	920	240	-	-	-	-	-	-
1	975	635		280	97	55	105	-	860	235	-	-	-	-	-	-
2	955	615		280	97	55	105	-	810	235	-	-	-	-	-	-
3	945	595		285	96	60	105	-	770	240	-	-	-	-	-	-
4	940	585		285	96	60	105	-	730	240	-	-	-	-	-	-
5	※940	580		290	96	60	110	-	700	245	-	-	-	-	-	-
6	950	580		295	97	65	110	640	680	250	-	-	-	495	145	330
7	960	585		300	97	65	115	660	670	255	-	-	-	505	150	340
8	980	595		305	97	70	115	680	670	260	-	-	-	515	155	350
9	1,000	605		315	97	70	120	700	680	265	-	-	-	535	160	360
10	1,025	620		320	98	75	125	720	680	270	-	-	-	550	165	370
11	1,055	640		325	98	75	130	745	700	280	-	-	-	565	170	380
12	1,080	660	※	335	98	80	130	770	710	285	-	-	-	580	175	390
13	1,115	680		340	98	80	135	795	730	290	-	-	-	600	185	410
14	1,150	705		350	99	85	140	820	750	300	-	-	-	615	190	420
15	1,180	730		355	99	90	145	845	770	305	560	1,200	1,985	635	200	430
16	1,215	750		365	99	90	150	875	790	315	580	1,200	2,025	660	210	450
17	1,250	775		375	99	95	155	905	820	325	590	1,260	2,070	680	220	460
18	1,290	800		385	99	100	160	940	840	335	610	1,260	2,125	705	230	480
19	1,335	820		395	100	105	165	975	860	345	620	1,320	2,175	735	240	500
20	1,380	850		410	100	110	165	1,015	890	355	640	1,320	2,235	760	250	520
21	1,430	885		420	101	115	175	1,060	920	365	660	1,380	2,300	785	265	540
22	1,480	920		435	101	120	180	1,100	950	380	680	1,440	2,370	820	275	560
23	1,545	960		450	102	125	190	1,150	980	390	700	1,440	2,450	850	290	580
24	1,605	1,000		465	103	135	195	1,195	1,010	405	730	1,500	2,530	880	305	610
25	1,670	1,040		485	103	140	205	1,250	1,050	420	750	1,560	2,615	920	320	630
26	1,740	1,085		495	104	145	215	1,305	1,090	435	770	1,620	2,710	960	335	660
27	1,805	1,130		515	105	155	225	1,365	1,130	455	800	1,680	2,805	1,000	355	690
28	1,875	1,170		535	106	165	235	1,430	1,170	470	830	1,740	2,915	1,045	375	720
29	1,950	1,220		555	107	165	245	1,495	1,210	490	860	1,800	3,020	1,090	395	750
30	2,030	1,270		575	107	175	255	1,565	1,260	505	890	1,920	3,120	1,140	415	790
31	2,115	1,320		595	108	185	270	1,635	1,310	525	930	1,980	3,220	1,185	435	830
32	2,195	1,375		620	109	195	280	1,715	1,360	545	960	1,980	3,320	1,240	460	860
33	2,285	1,435		645	110	205	295	1,795	1,410	570	990	2,100	3,425	1,295	480	900
34	2,385	1,490		670	111	215	305	1,875	1,470	590	1,030	2,160	3,560	1,355	500	950
35	2,480	1,555		695	112	230	320	1,965	1,530	615	1,070	2,280	3,695	1,415	525	990
36	2,585	1,625		720	114	240	335	2,060	1,590	645	1,110	2,340	3,825	1,480	555	1,030
37	2,700	1,700		745	115	255	350	2,150	1,650	670	1,160	2,460	3,960	1,550	585	1,080
38	2,815	1,780		775	116	270	370	2,255	1,720	700	1,210	2,580	4,100	1,620	615	1,130
39	2,945	1,860		805	117	280	385	2,365	1,790	730	1,260	2,700	4,225	1,700	645	1,190
40	3,075	1,950		830	118	295	405	2,475	1,870	760	1,320	2,820	4,350	1,780	680	1,240
41	3,215	2,040		865	120	310	420	2,595	1,950	795	1,380	3,000	4,465	1,860	715	1,300
42	3,365	2,135		905	121	325	445	2,725	2,030	820	1,440	3,120	4,580	1,950	755	1,370
43	3,520	2,235		945	122	340	465	2,850	2,120	855	1,510	3,300	4,700	2,050	795	1,440
44	3,685	2,345		985	124	360	485	2,990	2,220	885	1,580	3,420	4,785	2,150	830	1,510
45	3,855	2,455		1,030	125	375	505	3,130	2,300	925	1,650	3,600	4,855	2,255	875	1,580
46	4,040	2,570		1,075	126	390	530	3,285	2,400	960	1,730	3,780	4,900	2,370	920	1,660
47	4,225	2,695		1,125	128	410	555	3,450	2,510	1,000	1,820	4,020	4,925	2,490	970	1,740
48	4,430	2,820		1,170	129	425	580	3,615	2,620	1,045	1,910	4,200	4,930	2,620	1,025	1,830
49	4,635	2,960		1,220	131	445	605	3,790	2,740	1,090	2,010,					

※ ・・・上乗せ保障(特則・特約)を含めた合計保険料が1,000円以上の場合にお取扱いできます。 ●「ー」・・・お取扱いできません。

※ 1 主契約は「手術あり」または「手術なし」を選択ください。

※ 2 医療用総合生活障害保障特約の特約年金支払保証期間：2年間

●保険料表に記載のない保険料については設計書などにてご確認ください。(202

契約 年 齢 (歳)	基本保障(主契約*1)		+	上乗せ保障(特則・特約)													
	入院給付金日額 5,000円 (手術あり)	入院給付金日額 5,000円 (手術なし)		医療用 手術増額特約 5万円	医療用 女性疾病 入院特約 5,000円	医療用 新先進医療特約	医療用 健康回復支援 給付特約 5万円	新三大疾病 支払日数 無制限特則 5,000円	医療用 新三大疾病 一時金特約 50万円	医療用 入院一時金 特約 10万円	★医療用 通院特約 5,000円	介護一時金特約 100万円	医療用 介護年金特約 60万円	医療用 総合生活 障害保障特約*2 5万円	医療用 新がん診断 給付特約 50万円	★★医療用 新がん外来治療 給付特約 5,000円	医療用 抗がん剤治療 給付特約 10万円
0	720	415		250	265	87	50	85	-	860	180	-	-	-	-	-	-
1	715	405		255	270	87	50	85	-	810	185	-	-	-	-	-	-
2	715	400		260	275	87	50	90	-	770	190	-	-	-	-	-	-
3	715	390		265	280	87	50	90	-	720	195	-	-	-	-	-	-
4	715	380		270	285	87	55	90	-	680	200	-	-	-	-	-	-
5	720	380		275	290	87	55	95	-	650	205	-	-	-	-	-	-
6	730	380		280	295	87	55	95	465	620	210	-	-	-	415	135	370
7	745	385		290	305	87	60	100	475	610	215	-	-	-	425	140	380
8	760	395		295	310	87	60	100	485	610	220	-	-	-	435	145	390
9	※780	405		300	320	87	60	105	495	620	225	-	-	-	445	150	410
10	800	415		310	325	87	65	105	505	620	230	-	-	-	460	155	420
11	820	425		315	335	87	65	110	520	630	235	-	-	-	470	160	440
12	835	435		325	345	87	65	110	535	640	240	-	-	-	485	165	450
13	860	450		335	355	87	70	115	550	650	245	-	-	-	495	165	470
14	885	465		345	365	87	70	120	565	660	255	-	-	-	505	170	490
15	910	475		355	375	87	75	120	580	670	260	460	1,200	2,135	520	175	510
16	935	490		365	385	87	75	125	595	690	265	470	1,200	2,200	535	180	530
17	965	500		375	395	87	80	130	615	700	275	480	1,260	2,275	550	185	550
18	995	515		385	410	87	85	135	635	710	285	490	1,260	2,350	565	195	570
19	1,025	530		395	420	87	85	140	650	730	290	500	1,320	2,435	585	200	590
20	1,050	545		405	430	87	90	145	670	740	300	510	1,380	2,525	600	210	610
21	1,080	555		420	440	87	95	150	690	760	305	520	1,380	2,620	615	215	640
22	1,105	570		430	450	87	95	155	715	770	315	530	1,440	2,730	635	225	670
23	1,130	580	※	440	455	87	100	160	740	790	320	550	1,440	2,835	655	235	690
24	1,150	595		450	465	87	105	165	760	800	330	560	1,500	2,950	675	245	720
25	1,175	605		455	465	87	110	170	785	810	340	580	1,560	3,060	695	255	750
26	1,195	615		460	470	87	110	175	810	820	350	590	1,620	3,165	715	265	790
27	1,210	625		465	470	87	115	180	830	830	355	610	1,620	3,275	735	275	820
28	1,225	635		470	470	87	120	185	860	840	370	620	1,680	3,380	760	285	860
29	1,240	645		475	470	87	125	195	885	840	380	640	1,740	3,480	780	295	890
30	1,260	655		475	470	87	130	200	910	850	390	660	1,800	3,575	805	310	930
31	1,270	660		480	470	87	135	210	940	850	400	680	1,860	3,665	820	320	970
32	1,285	670		480	470	87	140	215	965	850	410	700	1,920	3,750	840	330	1,000
33	1,300	680		485	465	87	150	225	990	860	420	720	1,980	3,830	865	340	1,040
34	1,320	690		485	465	87	155	235	1,020	860	430	740	2,040	3,945	885	355	1,080
35	1,335	705		490	465	87	160	245	1,050	870	440	770	2,100	4,060	910	365	1,120
36	1,355	720		495	470	87	165	255	1,075	880	455	790	2,160	4,160	930	380	1,160
37	1,375	735		495	470	87	170	265	1,110	890	470	820	2,280	4,260	955	390	1,200
38	1,400	750		495	475	87	180	275	1,140	900	480	850	2,340	4,355	975	405	1,240
39	1,425	770		495	480	87	190	290	1,165	910	495	880	2,460	4,430	995	415	1,280
40	1,455	795		505	485	87	200	300	1,200	930	510	910	2,580	4,490	1,020	425	1,320
41	1,485	820		510	495	87	210	315	1,230	950	525	950	2,700	4,535	1,040	440	1,360
42	1,520	840		520	500	87	220	330	1,265	970	540	990	2,820	4,565	1,060	450	1,390
43	1,565	875		530	515	87	230	345	1,295	990	560	1,020	2,940	4,580	1,085	460	1,420
44	1,610	905		540	525	87	245	360	1,330	1,010	580	1,060	3,060	4,565	1,105	470	1,450
45	1,660	935		550	540	87	255	375	1,365	1,040	600	1,110	3,180	4,510	1,120	480	1,480
46	1,705	970		565	550	87	270	390	1,400	1,070	620	1,150	3,360	4,430	1,140	495	1,500
47	1,760	1,005		575	565	87	285	410	1,430	1,100	6						

契約 年 齢 (歳)	基本保障(主契約*1)		上乗せ保障(特則・特約)													
	入院給付金日額 5,000円 (手術あり)	入院給付金日額 5,000円 (手術なし)	医療用 手術増額特約 5万円	医療用 女性疾病 入院特約 5,000円	医療用 新先進医療特約	医療用 健康回復支援 給付特約 5万円	新三大疾病 支払日数 無制限特則 5,000円	医療用 新三大疾病 一時金特約 50万円	医療用 入院一時金 特約 10万円	★医療用 通院特約 5,000円	介護一時金特約 100万円	医療用 介護年金特約 60万円	医療用 総合生活 障害保障特約*2 5万円	医療用 新がん診断 給付特約 50万円	★★医療用 新がん外来治療 給付特約 5,000円	医療用 抗がん剤治療 給付特約 10万円
0	1,075	635	360	405	98	65	180	-	1,120	310	-	-	-	-	-	-
1	1,015	585	345	385	97	60	170	-	1,020	295	-	-	-	-	-	-
2	985	565	345	380	97	60	165	-	960	290	-	-	-	-	-	-
3	975	545	345	380	96	65	165	-	900	295	-	-	-	-	-	-
4	970	535	350	385	96	65	165	-	860	295	-	-	-	-	-	-
5	975	535	355	390	96	65	165	-	820	300	-	-	-	-	-	-
6	985	535	360	400	97	65	170	640	800	310	-	-	-	535	185	520
7	1,000	545	370	405	97	70	175	655	790	315	-	-	-	550	190	540
8	1,025	555	375	415	97	70	180	665	790	320	-	-	-	560	190	550
9	1,045	570	385	425	97	70	180	685	800	330	-	-	-	575	200	570
10	1,075	580	395	440	98	75	185	700	810	340	-	-	-	590	205	590
11	1,105	600	405	450	98	75	195	720	820	345	-	-	-	610	210	610
12	1,135	615	415	465	98	80	200	740	830	355	-	-	-	625	215	630
13	1,160	630	425	475	98	80	205	760	850	365	-	-	-	640	225	650
14	1,195	650	440	490	99	85	210	780	870	375	-	-	-	660	230	670
15	1,230	670	450	500	99	85	220	805	880	385	680	1,920	2,240	680	240	700
16	1,270	695	465	515	99	90	225	830	910	400	690	1,980	2,310	700	250	730
17	1,315	720	480	535	99	90	235	855	930	415	710	1,980	2,390	725	255	760
18	1,365	745	495	555	99	95	245	885	950	430	740	2,040	2,470	750	270	790
19	1,410	770	510	570	100	100	255	920	980	445	760	2,160	2,565	775	280	820
20	1,460	795	530	590	100	105	270	955	1,000	460	780	2,220	2,660	800	290	860
21	1,505	820	545	610	101	110	280	990	1,020	475	810	2,280	2,765	825	305	900
22	1,550	845	565	625	101	115	290	1,025	1,050	490	830	2,400	2,875	855	315	940
23	1,600	870	580	645	102	115	305	1,065	1,080	500	860	2,460	3,000	885	330	980
24	1,650	895	595	660	103	120	320	1,105	1,110	520	890	2,580	3,120	920	345	1,020
25	1,690	920	610	670	103	125	330	1,145	1,130	535	920	2,640	3,235	950	360	1,060
26	1,735	945	625	685	104	135	345	1,185	1,160	555	950	2,760	3,350	980	375	1,110
27	1,775	970	635	690	105	140	360	1,225	1,180	575	980	2,880	3,460	1,015	390	1,160
28	1,805	990	645	700	106	145	370	1,270	1,200	595	1,000	2,940	3,575	1,050	405	1,210
29	1,840	1,010	655	705	107	150	385	1,310	1,220	610	1,030	3,060	3,680	1,085	420	1,260
30	1,875	1,035	660	715	107	155	400	1,355	1,230	630	1,060	3,180	3,775	1,115	440	1,310
31	1,905	1,050	670	720	108	160	415	1,395	1,250	650	1,090	3,240	3,865	1,150	455	1,360
32	1,935	1,070	675	720	109	165	430	1,430	1,260	665	1,130	3,360	3,945	1,175	470	1,420
33	1,965	1,090	680	725	110	170	445	1,470	1,270	685	1,160	3,480	4,020	1,205	485	1,470
34	1,995	1,110	690	730	111	175	460	1,505	1,280	700	1,190	3,600	4,130	1,240	495	1,520
35	2,030	1,135	695	735	112	185	475	1,550	1,300	720	1,230	3,720	4,240	1,270	510	1,580
36	2,065	1,155	700	745	114	190	495	1,595	1,310	740	1,270	3,840	4,345	1,300	530	1,630
37	2,100	1,185	710	755	115	200	510	1,640	1,330	765	1,310	3,960	4,435	1,335	545	1,680
38	2,140	1,215	715	765	116	210	530	1,685	1,360	790	1,350	4,140	4,525	1,370	565	1,740
39	2,185	1,250	725	775	117	220	550	1,735	1,380	815	1,400	4,260	4,600	1,405	580	1,800
40	2,235	1,285	735	790	118	230	570	1,780	1,410	835	1,450	4,440	4,660	1,435	595	1,850
41	2,290	1,325	745	810	120	245	590	1,825	1,440	860	1,500	4,620	4,700	1,465	615	1,900
42	2,350	1,365	760	820	121	255	615	1,875	1,480	885	1,550	4,800	4,725	1,490	630	1,950
43	2,415	1,410	775	845	122	270	640	1,925	1,520	915	1,610	4,980	4,735	1,520	645	1,990
44	2,475	1,455	795	865	124	280	665	1,975	1,560	945	1,650	5,160	4,710	1,550	660	2,030
45	2,545	1,500	810	885	125	295	690	2,020	1,600	975	1,710	5,340	4,645	1,580	675	2,070
46	2,615															

契約 年 齢 (歳)	基本保障(主契約*1)		上乗せ保障(特則・特約)													
	入院給付金日額 5,000円 (手術あり)	入院給付金日額 5,000円 (手術なし)	医療用 手術増額特約 5万円	医療用 女性疾病 入院特約 5,000円	医療用 新先進医療特約	医療用 健康回復支援 給付特約 5万円	新三大疾病 支払日数 無制限特則 5,000円	医療用 新三大疾病 一時金特約 50万円	医療用 入院一時金 特約 10万円	★医療用 通院特約 5,000円	介護一時金特約 100万円	医療用 介護年金特約 60万円	医療用 総合生活 障害保障特約*2 5万円	医療用 新がん診断 給付特約 50万円	★★医療用 新がん外来治療 給付特約 5,000円	医療用 抗がん剤治療 給付特約 10万円
0	755	455	250	275	87	50	75	-	860	180	-	-	-	-	-	-
1	755	445	255	280	87	50	75	-	810	185	-	-	-	-	-	-
2	750	435	260	285	87	50	80	-	770	190	-	-	-	-	-	-
3	750	425	265	290	87	50	80	-	720	195	-	-	-	-	-	-
4	750	420	270	295	87	55	80	-	680	200	-	-	-	-	-	-
5	760	420	275	300	87	55	85	-	650	205	-	-	-	-	-	-
6	770	425	280	310	87	55	85	465	620	210	-	-	-	415	135	370
7	785	430	290	315	87	60	90	475	610	215	-	-	-	425	140	380
8	※805	440	295	325	87	60	90	485	610	220	-	-	-	435	145	390
9	820	450	300	330	87	60	95	495	620	225	-	-	-	445	150	410
10	840	465	310	340	87	65	95	505	620	230	-	-	-	460	155	420
11	860	475	315	350	87	65	100	520	630	235	-	-	-	470	160	440
12	885	490	325	360	87	65	100	535	640	240	-	-	-	485	165	450
13	910	495	335	370	87	70	105	550	650	245	-	-	-	495	165	470
14	935	510	345	380	87	70	105	565	660	255	-	-	-	505	170	490
15	965	525	355	390	87	75	110	580	670	260	460	1,200	2,135	520	175	510
16	990	545	365	405	87	75	115	595	690	265	470	1,200	2,200	535	180	530
17	1,020	560	375	415	87	80	120	615	700	275	480	1,260	2,275	550	185	550
18	1,055	575	385	430	87	85	120	635	710	285	490	1,260	2,350	565	195	570
19	1,085	595	395	440	87	85	125	650	730	290	500	1,320	2,435	585	200	590
20	1,115	610	405	450	87	90	130	670	740	300	510	1,380	2,525	600	210	610
21	1,145	※625	420	460	87	95	135	690	760	305	520	1,380	2,620	615	215	640
22	1,170	640	430	470	87	95	140	715	770	315	530	1,440	2,730	635	225	670
23	1,195	655	440	480	87	100	145	740	790	320	550	1,440	2,835	655	235	690
24	1,225	670	450	490	87	105	150	760	800	330	560	1,500	2,950	675	245	720
25	1,245	685	455	495	87	110	155	785	810	340	580	1,560	3,060	695	255	750
26	1,270	695	460	495	87	110	165	810	820	350	590	1,620	3,165	715	265	790
27	1,290	710	465	495	87	115	165	830	830	355	610	1,620	3,275	735	275	820
28	1,305	720	470	495	87	120	170	860	840	370	620	1,680	3,380	760	285	860
29	1,325	730	475	500	87	125	175	885	840	380	640	1,740	3,480	780	295	890
30	1,345	745	475	500	87	130	185	910	850	390	660	1,800	3,575	805	310	930
31	1,360	755	480	500	87	135	190	940	850	400	680	1,860	3,665	820	320	970
32	1,375	765	480	495	87	140	200	965	850	410	700	1,920	3,750	840	330	1,000
33	1,395	780	485	495	87	150	205	990	860	420	720	1,980	3,830	865	340	1,040
34	1,415	795	485	495	87	155	215	1,020	860	430	740	2,040	3,945	885	355	1,080
35	1,435	810	490	500	87	160	225	1,050	870	440	770	2,100	4,060	910	365	1,120
36	1,455	820	495	500	87	165	235	1,075	880	455	790	2,160	4,160	930	380	1,160
37	1,480	840	495	505	87	170	245	1,110	890	470	820	2,280	4,260	955	390	1,200
38	1,500	860	495	510	87	180	255	1,140	900	480	850	2,340	4,355	975	405	1,240
39	1,530	885	495	515	87	190	265	1,165	910	495	880	2,460	4,430	995	415	1,280
40	1,565	910	505	525	87	200	275	1,200	930	510	910	2,580	4,490	1,020	425	1,320
41	1,605	940	510	535	87	210	290	1,230	950	525	950	2,700	4,535	1,040	440	1,360
42	1,650	975	520	550	87	220	300	1,265	970	540	990	2,820	4,565	1,060	450	1,390
43	1,695	1,010	530	565	87	230	315	1,295	990	560	1,020	2,940	4,580	1,085	460	1,420
44	1,745	1,050	540	580	87	245	330	1,330	1,010	580	1,060	3,060	4,565	1,105	470	1,450
45	1,800	1,085	550	595	87	255	345	1,365	1,040	600	1,110	3,180	4,510	1,120	480	1,480
46	1,850	1,125	565	610	87	270	360	1,400	1,070	620	1,150	3,360	4,430	1,140	495	1,500
47	1,905	1,165	575	625	87	285	375	1,430	1,100	645	1,210	3,540	4,300	1,150	500	1,510
48	1,965	1,205	590	640	87	295	390	1,465	1,130	670	1,260	3,660	4,140	1,165	510	1,520
49	2,030	1,250	605	660	87	310	405	1,495	1,160	695	1,320	3,840	3,965	1,185	520	1,530
50	2,095	1,295	620	680	87	325	425	1,535	1,200	720	1,390	4,080	3,765	1,200	530	1,550
51	2,160	1,350	635	700	87	340	445	1,575	1,230	745	1,460	4,260	-	1,220	545	1,560
52	2,230	1,400	655	720	87	355	465	1,615	1,270	775	1,540	4,500	-	1,240	560	1,570
53	2,305	1,455	670	745	87	365	485	1,655	1,310	805	1,620	4,740	-	1,260	575	1,580
54	2,385	1,505	690	770	87	380	500	1,700	1,360	835	1,700	4,980	-	1,285	585	1,600
55	2,465	1,565	710	800	87	390	525	1,750	1,400	870	1,790	5,280	-	1,315	600	1,610
56	2,545	1,625	730	820	87	405	550	1,800	1,440	905	1,900	5,580	-	1,345	615	1,630
57	2,635	1,690	750	850	87	415	580	1,850	1,490	945	2,010	5,880	-	1,375	625	1,650
58	2,730	1,755	770	880	87	430	610	1,905	1,540	985	2,130	6,180	-	1,410	635	1,670
59	2,820	1,820	795	915	87	445	640	1,965	1,590	1,030	2,260	6,480	-	1,445	645	1,700
60	2,920	1,895	815	950	87	460	675	2,025	1,640	1,080	2,390	6,900	-	1,480	655	1,730
61	3,025	1,970	835	985	87	475	710	2,080	1,680	1,130	2,550	7,320	-	1,510	660	1,750
62	3,130	2,055	860	1,025	87	490	745	2,135	1,740	1,175	2,720	7,740	-	1,545	665	1,780
63	3,245	2,135	885	1,065	87	500	785	2,195	1,800	1,235	2,900	8,160	-	1,575	670	1,800
64	3,365	2,225	910	1,110	87	515	820	2,255	1,860	1,295	3,090	8,700	-	1,610	675	1,830
65	3,485	2,320	935	1,155	87	525	865	2,315	1,920	1,355	3,310	9,240	-	1,640	675	1,850
66	3,620	2,425	960	1,205	87	540	910	2,375	1,990	1,420	3,550	9,780	-	1,665	675	1,880
67	3,760	2,535	985	1,265	87	550	960	2,435	2,060	1,485	3,810	10,380	-	1,690	675	1,900
68	3,905	2,655	1,010	1,325	87	560	1,015	2,490	2,140	1,560	4,100	11,040	-	1,715	670	1,920
69	4,055	2,780	1,035	1,395	87	570	1,070	2,550	2,220	1,640	4,410	11,760	-	1,740	665	1,950
70	4,200	2,900	1,055	1,470	87	575	1,135	2,605	2,290	1,725	4,760	12,540	-	1,760	660	1,970
71	4,350	3,030	1,070	1,550	87	580	1,205	2,665	2,360	1,810	5,140	13,380	-	1,780	655	1,990
72	4,490	3,155	1,080	1,645	87	580	1,285	2,725	2,430	1,905	5,580	14,220	-	1,790	645	2,020
73	4,635	3,290	1,085	1,750	87	580	1,380	2,785	2,510	2,010	6,060	15,240	-	1,805	635	2,040
74	4,775	3,430	1,095	1,860	87	580	1,480	2,835	2,580	2,110	6,580	16,320	-	1,815	630	2,060
75	4,925	3,570	1,095	1,990	87	580	1,585	2,895	2,660	2,210	7,150	17,460	-	1,830	625	2,080
76	5,075	3,720	1,100	2,125	87	580	1,700	2,945	2,730	2,315	7,780	18,660	-	1,850	620	2,100
77	5,215	3,865	1,100	2,275	87	580	1,830	3,000	2,810	2,415	8,490	20,040	-	1,875	615	2,120
78	5,365	4,025	1,100	2,445	87	580	1,970	3,050	2,880	2,505	9,310	21,540	-	1,900	615	2,140
79	5,515	4,180	1,100	2,635	87	580	2,130	3,095	2,960	2,605	10,180	23,100	-	1,920	615	2,160

契約 年 齢 (歳)	基本保障(主契約*1)		+	上乗せ保障(特則・特約)													
	入院給付金日額 5,000円 (手術あり)	入院給付金日額 5,000円 (手術なし)		医療用 手術増額特約 5万円	医療用 女性疾病 入院特約 5,000円	医療用 新先進医療特約	医療用 健康回復支援 給付特約 5万円	新三大疾病 支払日数 無制限特則 5,000円	医療用 新三大疾病 一時金特約 50万円	医療用 入院一時金 特約 10万円	★医療用 通院特約 5,000円	介護一時金特約 100万円	医療用 介護年金特約 60万円	医療用 総合生活 障害保障特約*2 5万円	医療用 新がん診断 給付特約 50万円	★★医療用 新がん外来治療 給付特約 5,000円	医療用 抗がん剤治療 給付特約 10万円
0	1,145	705		360	430	98	65	165	-	1,120	310	-	-	-	-	-	-
1	1,080	655		345	410	97	60	155	-	1,020	295	-	-	-	-	-	-
2	1,050	630		345	405	97	60	150	-	960	290	-	-	-	-	-	-
3	1,035	610		345	405	96	65	150	-	900	295	-	-	-	-	-	-
4	1,030	605		350	410	96	65	155	-	860	295	-	-	-	-	-	-
5	1,040	600		355	415	96	65	155	-	820	300	-	-	-	-	-	-
6	1,050	605		360	425	97	65	160	640	800	310	-	-	-	535	185	520
7	1,070	615		370	435	97	70	160	655	790	315	-	-	-	550	190	540
8	1,090	625		375	445	97	70	165	665	790	320	-	-	-	560	190	550
9	1,120	645		385	455	97	70	165	685	800	330	-	-	-	575	200	570
10	1,145	660		395	465	98	75	170	700	810	340	-	-	-	590	205	590
11	1,175	680		405	480	98	75	175	720	820	345	-	-	-	610	210	610
12	1,205	695		415	495	98	80	180	740	830	355	-	-	-	625	215	630
13	1,240	715		425	505	98	80	185	760	850	365	-	-	-	640	225	650
14	1,275	740		440	520	99	85	190	780	870	375	-	-	-	660	230	670
15	1,315	765		450	535	99	85	200	805	880	385	680	1,920	2,240	680	240	700
16	1,360	790		465	555	99	90	205	830	910	400	690	1,980	2,310	700	250	730
17	1,410	815		480	570	99	90	215	855	930	415	710	1,980	2,390	725	255	760
18	1,460	840		495	595	99	95	225	885	950	430	740	2,040	2,470	750	270	790
19	1,505	870		510	615	100	100	235	920	980	445	760	2,160	2,565	775	280	820
20	1,560	905		530	635	100	105	245	955	1,000	460	780	2,220	2,660	800	290	860
21	1,610	935		545	655	101	110	255	990	1,020	475	810	2,280	2,765	825	305	900
22	1,665	965		565	675	101	115	265	1,025	1,050	490	830	2,400	2,875	855	315	940
23	1,720	995		580	695	102	115	275	1,065	1,080	500	860	2,460	3,000	885	330	980
24	1,770	1,025		595	710	103	120	290	1,105	1,110	520	890	2,580	3,120	920	345	1,020
25	1,815	1,055		610	725	103	125	300	1,145	1,130	535	920	2,640	3,235	950	360	1,060
26	1,860	1,085		625	740	104	135	315	1,185	1,160	555	950	2,760	3,350	980	375	1,110
27	1,905	1,110		635	750	105	140	325	1,225	1,180	575	980	2,880	3,460	1,015	390	1,160
28	1,945	1,140		645	760	106	145	340	1,270	1,200	595	1,000	2,940	3,575	1,050	405	1,210
29	1,985	1,160		655	770	107	150	350	1,310	1,220	610	1,030	3,060	3,680	1,085	420	1,260
30	2,025	1,185		660	780	107	155	365	1,355	1,230	630	1,060	3,180	3,775	1,115	440	1,310
31	2,060	1,210		670	785	108	160	380	1,395	1,250	650	1,090	3,240	3,865	1,150	455	1,360
32	2,095	1,235		675	790	109	165	390	1,430	1,260	665	1,130	3,360	3,945	1,175	470	1,420
33	2,125	1,255		680	795	110	170	405	1,470	1,270	685	1,160	3,480	4,020	1,205	485	1,470
34	2,155	1,285		690	805	111	175	420	1,505	1,280	700	1,190	3,600	4,130	1,240	495	1,520
35	2,195	1,310		695	810	112	185	435	1,550	1,300	720	1,230	3,720	4,240	1,270	510	1,580
36	2,235	1,345		700	820	114	190	450	1,595	1,310	740	1,270	3,840	4,345	1,300	530	1,630
37	2,280	1,375		710	830	115	200	470	1,640	1,330	765	1,310	3,960	4,435	1,335	545	1,680
38	2,330	1,415		715	840	116	210	485	1,685	1,360	790	1,350	4,140	4,525	1,370	565	1,740
39	2,380	1,455		725	860	117	220	500	1,735	1,380	815	1,400	4,260	4,600	1,405	580	1,800
40	2,435	1,490		735	875	118	230	520	1,780	1,410	835	1,450	4,440	4,660	1,435	595	1,850
41	2,495	1,540		745	895	120	245	540	1,825	1,440	860	1,500	4,620	4,700	1,465	615	1,900
42	2,560	1,590		760	920	121	255	560	1,875	1,480	885	1,550	4,800	4,725	1,490	630	1,950
43	2,635	1,645		775	945	122	270	580	1,925	1,520	915	1,610	4,980	4,735	1,520	645	1,990
44	2,710	1,700		795	970	124	280	605	1,975	1,560	945	1,650	5,160	4,710	1,550	660	2,030
45	2,785	1,755		810	995	125	295	625	2,020	1,600	975	1,710	5,340	4,645	1,580	675	

お客さま専用サービス MYひまわり と健康支援 サービスのご案内

「MYひまわり」は、いつでもお手元で「生命保険」の内容確認やお手続き ができ、「健康」もサポートするアプリ・Webサービスです。

無料

MYひまわり

生命保険と健康をつなぐアプリ

MYひまわりのご利用は、アプリが便利です ▶

わたしの生命保険

お手元ですぐに契約確認
各種お手続きも
スマートフォンで完結

〈代表的なお手続き例〉

ご契約内容の照会

給付金のご請求

住所・電話番号のご変更

改姓・受取人のご変更

わたしの健康

歩行管理
目標を決めて
毎日の歩数を記録

リスクチェック

STEP 1 健康診断結果を
カメラで撮影して簡単登録

STEP 2 5年以内の健康リスクを
AIが予測

●各種お手続きのご利用は、ご契約者さまのみが対象です。●法人契約者さま専用のアカウントでは、アプリを利用することができません。

●健康リスク予測（検査値異常リスク予測、罹患リスク予測）は、過去の健康診断結果の統計データと登録していただいた健康診断結果との比較から5年以内の健康リスクの予測を表示するものです。

アプリの情報をもとに最適な健康支援サービスをご案内

血糖値が
気になる…

有料

血糖コーチング

いつでもどこでも

血糖変動を可視化

生活習慣の
改善をサポート

血糖変動に応じたメッセージにより生活習慣の改善を促します。

- 契約者・被保険者のみ利用可能です。
- 本サービスは当社が提携するシンクヘルス株式会社のアプリ内で提供するものです。

高血糖は、生活習慣の乱れなどが原因で誰にでも起こる可能性があります。また、**糖尿病や心疾患などの発症リスク**に繋がり、糖尿病を発症すると合併症を引き起こす場合もあります。血糖値を安定させるためには、**バランスの取れた食事や適度な運動が良い**といわれています。

将来、がんにならないか
不安…

有料

がん早期発見をサポートする
がんリスク検査サービス

自宅で完結

痛みがなく手軽

複数の部位を
チェック

一度の検査で、
●がんリスク

現在のがんリスクを調べることが可能です。
検査サービスは、当社の提携企業のサービスです。

がんは誰でも罹患する可能性のある病気です。発見が遅れると、**症状が進行し治療が難しくなる**場合があります。がん検診を受けることで、がんの早期発見や治療の選択をすることができます。がん検診は時間もお金もかかるため、自宅でできるがんリスク検査サービスをご紹介します。

※がんリスク検査は医師による診断と異なります。あくまでもリスクや可能性を計測するに際しては医師・医療機関で行ってください。

ご契約の確認や各種お手続きは、
Web版のMYひまわりでも可能です。
ご登録方法は [こちら](#) ▶

- 本パンフレットに記載のサービスは、2025年4月現在のものです。
- 各サービスは予告なく変更・終了する場合があります。また、予告なく提携企業を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ご利用にあたってはアプリ内に記載の利用規約・注意事項もあわせてご確認ください。
- 当社が提携する企業のサービスについては、当社は責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

その他にもご利用いただける健康支援サービスをご案内しております。

MEMO

MEMO

